

第 5 編 資料編

1 災害対策本部

1-1 災害対策本部の事務分掌

令和8年1月現在

部	課	事務分掌
議会事務局	議事調査課	(1) 議会との連絡調整 (2) 議会調査
市長公室	秘書課	(1) 本部長及び副本部長の秘書業務 (2) 見舞者等の受付
	広報課	(1) 住民への情報発信・広報 (2) 報道機関との連絡調整
企画部	企画経営課	(1) 国、県及び他市町村との連絡調整及び応援要請 (2) 防災関係機関との連絡調整及び応援要請 (3) ライフライン事業者との連絡調整 (4) 情報通信システムの被害状況調査及び応急対策 (5) その他、危機管理部との連携・応援
	地域創生課	(1) 物資集積拠点の確保、受入れ、保管、仕分け及び払出しの調整 (2) 外国人支援相談窓口開設による通訳者派遣要請 (3) その他、危機管理部との連携・応援
	交通政策課	(1) 交通規制の情報収集 (2) 公共交通機関との連絡調整 (3) 臨時ヘリポートの確保 (4) 物資集積拠点の確保、受入れ、保管、仕分け及び払出しの調整 (5) その他、危機管理部との連携・応援
	財政課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 災害関係の予算措置 (3) 災害対策に要する資金の調達 (4) その他、危機管理部との連携・応援
	公共施設マネジメント課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 支所・出張所の応援 (3) 市有財産の被害調査 (4) 備蓄物資、救援物資の輸送
	人権施策推進課	(1) 企画部各課との連携・応援
総務部	総務課	(1) 本部各部との連絡調整 (2) 支所・出張所の応援・連絡調整 (3) 支所・出張所からの被害報告及び応援要請の取りまとめ (4) 区長会との連絡調整 (5) 打田地域の被害状況の取りまとめ及び本部への報告（現地調査員の報告を受けて） (6) 管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営（各施設管理者等と連携） (7) 管轄区域における被災者の救援 (8) 避難者のニーズの把握及び本部への供給要請 (9) 被災証明及び罹災証明の交付事務 (10) 災害危険箇所の調査及び応急対策 (11) その他、危機管理部との連携

部	課	事務分掌
総務部	粉河支所 那賀支所 桃山支所 貴志川支所	(1) 総務部内の連絡調整 (2) 支所の通信手段の確保 (3) 消防団との連携 (4) 各地域の被害状況の取りまとめ及び本部への報告 (現地調査員の報告を受けて) (5) 住民からの問い合わせへの対応 (6) 総合相談窓口の開設 (7) 被災証明及び罹災証明の交付事務 (8) 管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営(各施設管理者等と連携) (9) 管轄区域における被災者の救援 (10) 避難者のニーズの把握及び本部への供給要請 (11) 公共土木施設の被害調査及び応急対策 (12) 災害危険箇所の調査及び応急対策 (13) 市道、農道等の障害物の除去 (14) 管轄地域の水防活動の応援
	鞆出張所	(1) 出張所の通信手段の確保 (2) 各地域の被害状況の取りまとめ及び本部への報告 (現地調査員の報告を受けて) (3) 住民からの問い合わせへの対応 (4) 総合相談窓口の開設 (5) 管轄地域の避難誘導及び避難所開設・運営(各施設管理者等と連携) (6) 管轄区域内の被害概況の調査及び応急対策
	人材マネジメント課	(1) 職員の動員状況の把握及び本部内の要員調整 (2) 災害対策の長期化に伴うローテーション体制の確立
	契約管財課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 災害対策に要する契約管理 (3) 公用車の管理及び配車 (4) 備蓄物資、救援物資の輸送
	税務課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 支所・出張所の応援 (3) 住家被害認定調査の総合調整 (4) 市税の減免等
	収納対策課	(1) 各地区の被害状況調査 (2) 支所・出張所の応援 (3) 市税の徴収猶予
危機管理部	危機管理消防課	(1) 本部会議の開催・運営 (2) 気象情報、被害情報等の収集・取りまとめ・伝達 (3) 避難指示等の発令 (4) 避難所の開設・運営の総合調整 (5) 通信手段の確保 (6) 情報収集及び伝達 (7) 被災地の警備・防犯 (8) 自衛隊の災害派遣要請の要求 (9) 備蓄物資の払出し (10) 人的受援の調整 (11) 那賀消防組合との連絡調整 (12) 消防団(水防団)の出動 (13) 出水等の状況調査及び排水活動 (14) 樋門、樋管、排水機施設等の操作 (15) 排水ポンプ車の出動要請
市民部	市民課	(1) 住民からの問い合わせへの対応 (2) 行方不明者の調査 (3) 総合相談窓口の開設

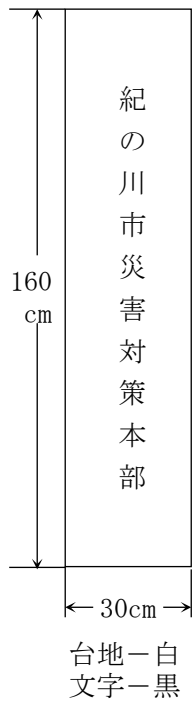
部	課	事務分掌
市民部	国保年金課	(1) 物的応援（食料・生活必需品）の受入れに関する総合調整 (2) 備蓄物資、救援物資の輸送 (3) 炊き出しの総合調整 (4) 住家被害認定調査の担当課の応援 (5) 市税の減免等 (6) 各部の保健師との連携
	健康推進課	(1) 公立那賀病院との連絡調整 (2) 那賀医師会との連絡調整及び医療救護班の派遣要請 (3) 医療資機材及び医薬品の確保 (4) 医療救護所の設置 (5) 感染症予防 (6) 保健衛生業務 (7) 保健福祉センターが避難所等に指定された場合の管理・運営の支援 (8) 各部の保健師との連携
	環境衛生課	(1) 災害時のし尿の処理 (2) 埋火葬業務 (3) 環境衛生対策 (4) 仮設トイレの確保・設置 (5) 被災動物関連業務 (6) 井戸水の水質検査 (7) 住家被害認定調査の担当課の応援
	廃棄物対策課	(1) 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策 (2) ごみ処理 (3) 廃棄物の集積場所の確保及び処理 (4) 住家被害認定調査の担当課の応援
福祉部	社会福祉課	(1) 災害救助法の適用 (2) 社会福祉協議会との連絡調整 (3) 被災者生活再建支援金の支給 (4) 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付 (5) 義援金の受付・配分 (6) 生活困窮世帯への支援 (7) 住家被害認定調査の担当課の応援 (8) 住家被害認定調査に係る県への職員派遣要請
	高齢介護課	(1) 老人福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 高齢者世帯への支援 (3) 災害時要援護者に対する支援 (4) 福祉避難所との調整、情報の取りまとめ (5) 保険料、サービス利用料の減免 (6) 住家被害認定調査の担当課の応援 (7) 各部の保健師との連携
	障害福祉課	(1) 障害者福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 障害者世帯への支援 (3) 災害時要援護者に対する支援 (4) 福祉避難所との調整、情報の取りまとめ (5) サービス利用料の減免 (6) 各部の保健師との連携
	こども課	(1) 児童福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 各部の保健師との連携
	保育課	(1) 児童福祉施設の被害調査及び入所者の安全確保 (2) 保育所の被害調査及び保育児童の安全確保

部	課	事務分掌
農林商工部	農業振興課	(1) 食料の調達・供給 (2) 農産物、農業振興施設等の被害調査及び応急対策
	農地整備課	(1) 農地、農業用施設等の被害調査及び応急対策 (2) 農道の被害調査、応急対策及び交通規制 (3) 水路、水門、樋門、排水機場の被害調査及び応急対策
	林務課	(1) 林産物、林地の被害調査及び応急対策 (2) 林道の被害調査、応急対策及び交通規制
	商工労働課	(1) 部内の応援 (2) 中小企業等の被害調査及び応急対策 (3) 商工会との連絡調整 (4) 消費生活相談窓口の開設 (5) 工業団地の被害調査及び応急対策
	観光振興課	(1) 部内の応援 (2) 観光者の安否確認及び情報提供 (3) 観光事業者との連絡調整
農業委員会事務局	農業委員会事務局	(1) 災害対策用農地の調整 (2) 農林商工部各課との連携・応援
建設部	建設総務課	(1) 市道の応急規制の情報収集及び周知 (2) 公共土木施設の被害調査及び応急対策
	道路河川課	(1) 緊急輸送道路の不通区間の解消 (2) 災害危険箇所の調査及び応急対策 (3) 市道の応急規制 (4) 市道対策に関して建設業協会及び土木関係団体との連絡調整 (5) 公共土木施設の被害調査及び応急対策
	都市計画課	(1) 被災宅地の危険度判定 (2) 被災建築物の応急危険度判定
	住宅政策課	(1) 市営住宅の被害調査及び応急対策 (2) 応急仮設住宅の設置に関する事務調整 (3) 住宅の応急修理の相談受付
上下水道部	上下水道経営課	(1) 給水計画に基づく応急対策 (2) 住家被害認定調査の担当課の応援
	水道工務課	(1) 水道施設の被害調査及び応急対策 (2) 応急給水活動
	下水道課	(1) 下水道施設の被害調査及び応急対策 (2) 住家被害認定調査の担当課の応援
会計課	会計課	(1) 災害対策に要する経費に係る経理 (2) 使用料、手数料、負担金等の徴収金の収納 (3) 義援金の管理
教育部	教育総務課	(1) 学校施設の被害調査及び応急対策 (2) 部内の連絡調整 (3) 学校・県教育委員会との連絡調整 (4) 児童生徒等の安全確保 (5) 給食センター設備を利用した炊き出しへの協力 (6) 学校施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理
	生涯学習課	(1) 生涯学習施設の被害調査及び応急対策 (2) 文化財の被害調査及び応急対策 (3) 施設利用者の安全確保 (4) 生涯学習施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理

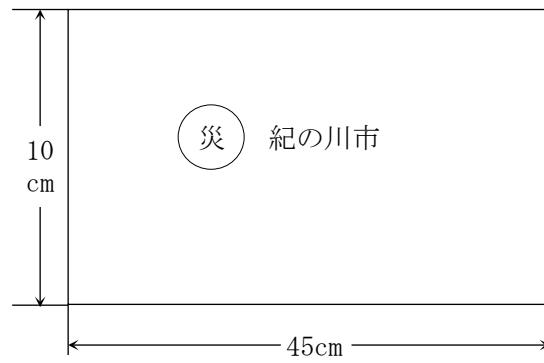
部	課	事務分掌
教育部	生涯スポーツ課	(1) スポーツ施設の被害調査及び応急対策 (2) 施設利用者の安全確保 (3) スポーツ施設が避難所等に指定された場合の開設準備及び管理
総合行政委員会事務局		(1) 総務部各課との連携・応援
那賀消防組合		(1) 消防活動の指揮・運営 (2) 火災・救急・救助・消防通信 (3) 災害現場における緊急避難対策 (4) 危険物の除去及び処理 (5) 緊急消防援助隊との連携
公立那賀病院		(1) 入院・外来患者の診療の継続 (2) 傷病者の受入れ、災害時医療の実施 (3) DMAT等の応援の受入れ (4) 転院搬送の調整

1-2 本部の標識

(1) 標示板

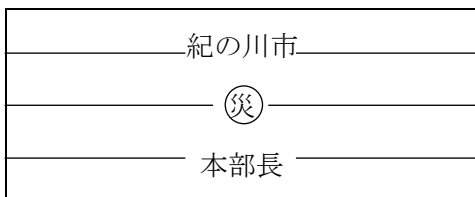


(2) 標旗

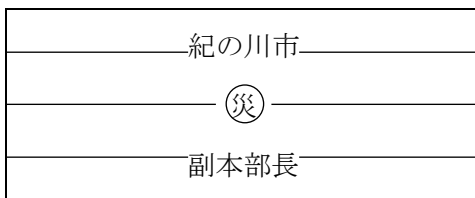


(3) 腕章

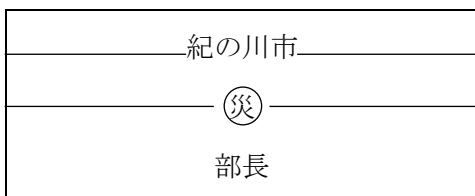
本部長 白地青ライン 14mm
黒字
青にて 災



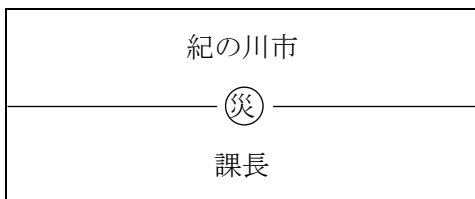
副本部長 白地青ライン 14mm (中央 8mm)
(本部付) 黒字
青にて 災



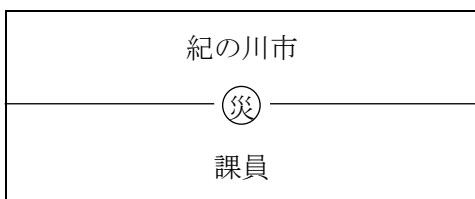
部長 白地青ライン 14mm (中央 8mm)
(部長級) 黒字
青にて 災



課長 白地青ライン 14mm
黒字
青にて 災

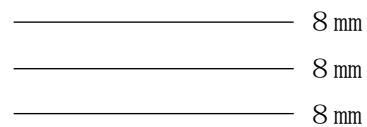


課員 白地青ライン 8mm
黒字
青にて 災

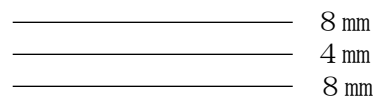


(4) ヘルメットライン

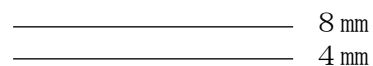
本部長
青ライン 8mm



副本部長 (本部付)
青ライン 8mm (中央 4mm)



部長 (部長級)
青ライン 8mm (下線 4mm)



課長

青ライン 8mm



課員

青ライン 4mm



2 災害危険箇所

2-1 山腹崩壊危険地区

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）を基に更新（令和8年1月現在）

1 県森林整備課：249件

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
山腹崩壊	208	1003	西脇	紀の川市	西脇		2
山腹崩壊	208	1005	中津川	紀の川市	中津川		6
山腹崩壊	208	1006	深田	紀の川市	深田		1
山腹崩壊	208	1007	粉河	紀の川市	粉河		1
山腹崩壊	208	1008	粉河	紀の川市	粉河		1
山腹崩壊	208	1009	粉河	紀の川市	粉河		1
山腹崩壊	208	1011	枇杷谷	紀の川市	枇杷谷		1
山腹崩壊	208	1012	東三谷	紀の川市	東三谷		1
山腹崩壊	208	1013	重行	紀の川市	重行		1
山腹崩壊	208	1014	桃山町調月	紀の川市	桃山町調月		1
山腹崩壊	208	1015	桃山	紀の川市	桃山町	調月	1
山腹崩壊	208	1016	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1
山腹崩壊	208	1018	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕		1
山腹崩壊	208	1019	馬宿	紀の川市	馬宿		1
山腹崩壊	208	1020	東野	紀の川市	東野		1
山腹崩壊	208	1021	切畑	紀の川市	切畑		26
山腹崩壊	208	5094	打田町	紀の川市	竹房		2
山腹崩壊	208	5095	遠方	紀の川市	遠方		1
山腹崩壊	208	5096	桃山	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	208	5097	桃山町大原	紀の川市	桃山町大原		1
山腹崩壊	208	5098	上鞆渕	紀の川市	上鞆渕		1
山腹崩壊	208	5099	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕		1
山腹崩壊	208	5100	上鞆渕	紀の川市	上鞆渕		2
山腹崩壊	208	5101	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕		1
山腹崩壊	208	5102	貴志川	紀の川市	貴志川町	高尾	1
山腹崩壊	208	5103	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	208	5105	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	208	5106	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	208	5108	桃山町中畑	紀の川市	桃山町中畑		1
山腹崩壊	208	5109	貴志川	紀の川市	貴志川町高尾		1
山腹崩壊	208	5110	桃山町脇谷	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5112	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	208	5113	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	208	5115	桃山町調月	紀の川市	桃山町調月		1
山腹崩壊	208	5116	桃山町調月	紀の川市	桃山町調月		1
山腹崩壊	208	5117	下鞆渕	紀の川市	下鞆渕		1
山腹崩壊	208	5121	桃山町大原	紀の川市	桃山町大原		1

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
山腹崩壊	208	5122	桃山町大原	紀の川市	桃山町大原		1
山腹崩壊	208	5123	桃山町善田	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	208	5124	桃山町善田	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	208	5125	桃山町善田	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	208	5127	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	1
山腹崩壊	208	5129	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5130	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5133	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5134	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5135	貴志川	紀の川市	貴志川町	西山	1
山腹崩壊	208	5136	打田町	紀の川市	竹房		1
山腹崩壊	208	5137	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5139	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5140	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5141	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5142	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5143	粉河	紀の川市	上鞆渚南池		1
山腹崩壊	208	5147	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5148	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5149	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5150	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5151	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5152	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	208	5153	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5154	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5155	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5156	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5157	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5158	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5159	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	208	5160	粉河	紀の川市	上鞆渚日高		1
山腹崩壊	208	5161	遠方	紀の川市	遠方		1
山腹崩壊	208	5162	粉河	紀の川市	遠方		1
山腹崩壊	208	5164	赤沼田	紀の川市	赤沼田		1
山腹崩壊	208	5165	赤沼田	紀の川市	赤沼田		1
山腹崩壊	208	5166	桃山町調月	紀の川市	桃山町調月		1
山腹崩壊	208	5167	桃山町調月	紀の川市	桃山町調月		1
山腹崩壊	208	5168	桃山	紀の川市	桃山町	最上	1
山腹崩壊	208	5171	西川原	紀の川市	西川原		2
山腹崩壊	208	5172	西川原	紀の川市	西川原		1
山腹崩壊	208	5173	西川原	紀の川市	西川原		3
山腹崩壊	208	5174	名手上	紀の川市	名手上		1
山腹崩壊	208	5176	打田町	紀の川市	神通		2
山腹崩壊	208	5177	麻生津中	紀の川市	麻生津中		1
山腹崩壊	208	5178	粉河	紀の川市	粉河		1
山腹崩壊	208	5180	西川原	紀の川市	西川原		1
山腹崩壊	208	5181	西山田	紀の川市	西山田		1

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
山腹崩壊	208	5182	桃山町野田原	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	208	5183	粉河	紀の川市	中鞆渕本川		1
山腹崩壊	208	5184	桃山町調月	紀の川市	桃山町調月		1
山腹崩壊	208	5185	桃山町脇谷	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5186	桃山町脇谷	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5187	桃山町脇谷	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5188	桃山	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5189	桃山	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5190	桃山	紀の川市	桃山町	脇谷	1
山腹崩壊	208	5191	桃山	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	208	5192	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	208	5193	カミソリ谷	紀の川市			7
山腹崩壊	321	1	打田	紀の川市	神通		4
山腹崩壊	321	3	打田	紀の川市	中畑		1
山腹崩壊	321	4	打田	紀の川市	中畑		1
山腹崩壊	321	5	打田	紀の川市	中畑		1
山腹崩壊	321	7	打田	紀の川市	中畑		1
山腹崩壊	321	9	打田	紀の川市	西山田		1
山腹崩壊	321	11	打田	紀の川市	西山田		4
山腹崩壊	321	13	打田	紀の川市	中三谷		2
山腹崩壊	321	14	中三谷	紀の川市	中三谷		1
山腹崩壊	321	16	東山田	紀の川市	東山田		1
山腹崩壊	321	17	神通	紀の川市	神通		2
山腹崩壊	321	18	打田	紀の川市	神通		17
山腹崩壊	321	20	打田	紀の川市	神通		1
山腹崩壊	321	21	打田	紀の川市	神通		1
山腹崩壊	321	22	打田	紀の川市	神通		4
山腹崩壊	321	24	打田	紀の川市	竹房		10
山腹崩壊	321	25	打田	紀の川市	竹房		1
山腹崩壊	321	26	打田	紀の川市	高野		4
山腹崩壊	322	1	粉河	紀の川市	中津川		25
山腹崩壊	322	4	粉河	紀の川市	中津川		6
山腹崩壊	322	5	粉河	紀の川市	西川原		3
山腹崩壊	322	6	粉河	紀の川市	西川原		1
山腹崩壊	322	8	粉河	紀の川市	中津川		2
山腹崩壊	322	9	粉河	紀の川市	粉河		3
山腹崩壊	322	10	粉河	紀の川市	粉河		2
山腹崩壊	322	12	粉河	紀の川市	杉原		26
山腹崩壊	322	14	勝神	紀の川市	勝神		36
山腹崩壊	322	15	勝神	紀の川市	勝神		4
山腹崩壊	322	16	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕		9
山腹崩壊	322	17	粉河	紀の川市	中鞆渕		3
山腹崩壊	322	20	粉河	紀の川市	上鞆渕		5
山腹崩壊	322	24	粉河	紀の川市	上鞆渕		4
山腹崩壊	322	28	粉河	紀の川市	上鞆渕		5
山腹崩壊	322	29	粉河	紀の川市	上鞆渕日高		1
山腹崩壊	322	30	粉河	紀の川市	上鞆渕		1

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
山腹崩壊	322	31	粉河	紀の川市	上鞆渚		4
山腹崩壊	322	32	粉河	紀の川市	上鞆渚		2
山腹崩壊	322	33	粉河	紀の川市	上鞆渚		2
山腹崩壊	322	34	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	322	35	粉河	紀の川市	上鞆渚		3
山腹崩壊	322	38	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	322	39	粉河	紀の川市	上鞆渚		2
山腹崩壊	322	40	粉河	紀の川市	上鞆渚		2
山腹崩壊	322	41	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	322	43	粉河	紀の川市	上鞆渚		2
山腹崩壊	322	45	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	322	46	粉河	紀の川市	上鞆渚南池		4
山腹崩壊	322	47	粉河	紀の川市	上鞆渚		4
山腹崩壊	322	48	粉河	紀の川市	上鞆渚		3
山腹崩壊	322	50	粉河	紀の川市	上鞆渚岩滝		1
山腹崩壊	322	51	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	52	粉河	紀の川市	中鞆渚		4
山腹崩壊	322	53	粉河	紀の川市	中鞆渚中組		1
山腹崩壊	322	54	粉河	紀の川市	上鞆渚		1
山腹崩壊	322	55	粉河	紀の川市	中鞆渚本川		1
山腹崩壊	322	56	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	57	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	60	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		9
山腹崩壊	322	61	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	62	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	63	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	64	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	65	粉河	紀の川市	中鞆渚		5
山腹崩壊	322	69	粉河	紀の川市	中鞆渚		1
山腹崩壊	322	70	粉河	紀の川市	中鞆渚境石		3
山腹崩壊	322	71	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		2
山腹崩壊	322	72	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1
山腹崩壊	322	73	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1
山腹崩壊	322	74	粉河	紀の川市	下鞆渚		5
山腹崩壊	322	75	粉河	紀の川市	下鞆渚大西		2
山腹崩壊	322	76	粉河	紀の川市	下鞆渚高原		3
山腹崩壊	322	77	粉河	紀の川市	下鞆渚高原		2
山腹崩壊	322	78	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1
山腹崩壊	322	79	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚高原		4
山腹崩壊	322	80	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚高原		1
山腹崩壊	322	81	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚高原		1
山腹崩壊	322	82	粉河	紀の川市	下鞆渚		5
山腹崩壊	322	83	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚高原		1
山腹崩壊	322	84	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚和田		5
山腹崩壊	322	85	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚和田		1
山腹崩壊	322	86	粉河	紀の川市	下鞆渚和田		5
山腹崩壊	322	87	粉河	紀の川市	下鞆渚		1

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
山腹崩壊	322	89	粉河	紀の川市	下鞆渕		2
山腹崩壊	322	91	粉河	紀の川市	下鞆渕		5
山腹崩壊	322	92	粉河	紀の川市	下鞆渕		1
山腹崩壊	322	93	粉河	紀の川市	下鞆渕和田		11
山腹崩壊	322	94	粉河	紀の川市	中鞆渕		1
山腹崩壊	322	96	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕		1
山腹崩壊	322	97	粉河	紀の川市	西川原		11
山腹崩壊	323	2	那賀	紀の川市	切畑		2
山腹崩壊	323	3	那賀	紀の川市	切畑		2
山腹崩壊	323	4	那賀	紀の川市	切畑		11
山腹崩壊	323	5	那賀	紀の川市	切畑		3
山腹崩壊	323	8	那賀	紀の川市	平野		3
山腹崩壊	323	10	那賀	紀の川市	切畑		3
山腹崩壊	323	11	那賀	紀の川市	平野		13
山腹崩壊	323	15	那賀	紀の川市	切畑		11
山腹崩壊	323	17	那賀	紀の川市	切畑		4
山腹崩壊	323	21	名手下	紀の川市	名手下		1
山腹崩壊	323	22	那賀	紀の川市	麻生津中		3
山腹崩壊	324	3	桃山	紀の川市	桃山町	脇谷	2
山腹崩壊	324	4	桃山	紀の川市	桃山町	調月	1
山腹崩壊	324	5	桃山	紀の川市	桃山町	最上	1
山腹崩壊	324	6	桃山	紀の川市	桃山町	最上	1
山腹崩壊	324	7	桃山	紀の川市	桃山町野田原		3
山腹崩壊	324	8	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	324	9	桃山	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	324	10	桃山	紀の川市	桃山町脇谷		1
山腹崩壊	324	11	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	324	12	桃山	紀の川市	桃山町	脇谷	2
山腹崩壊	324	15	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	324	17	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	2
山腹崩壊	324	18	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	324	19	桃山	紀の川市	桃山町野田原		1
山腹崩壊	324	20	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	324	21	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	324	22	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	324	24	桃山	紀の川市	桃山町	野田原	1
山腹崩壊	324	25	桃山	紀の川市	桃山町垣内		1
山腹崩壊	324	26	桃山	紀の川市	桃山町	垣内	1
山腹崩壊	324	27	桃山	紀の川市	桃山町	垣内	1
山腹崩壊	324	28	桃山	紀の川市	桃山町	垣内	1
山腹崩壊	324	29	桃山町中畑	紀の川市	桃山町中畑		1
山腹崩壊	324	30	桃山町中畑	紀の川市	桃山町中畑		2
山腹崩壊	324	34	桃山	紀の川市	桃山町峯		3
山腹崩壊	324	36	桃山	紀の川市	桃山町	中畑	1
山腹崩壊	324	41	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	5
山腹崩壊	324	42	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1
山腹崩壊	324	43	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
山腹崩壊	324	44	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1
山腹崩壊	324	45	桃山	紀の川市	桃山町	善田	2
山腹崩壊	324	47	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1
山腹崩壊	324	48	桃山	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	324	49	桃山	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	324	50	桃山	紀の川市	桃山町善田		1
山腹崩壊	324	51	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1
山腹崩壊	324	52	桃山	紀の川市	桃山町大原		1
山腹崩壊	324	56	桃山	紀の川市	桃山町黒川		1
山腹崩壊	324	57	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	1
山腹崩壊	324	58	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	1
山腹崩壊	324	59	桃山	紀の川市	桃山町	善田	1
山腹崩壊	324	60	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	1
山腹崩壊	324	61	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	3
山腹崩壊	324	62	桃山	紀の川市	桃山町黒川		1
山腹崩壊	324	63	桃山	紀の川市	桃山町黒川		1
山腹崩壊	324	64	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	2
山腹崩壊	324	65	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	1
山腹崩壊	324	66	桃山	紀の川市	桃山町黒川		1
山腹崩壊	324	67	桃山	紀の川市	桃山町黒川		1
山腹崩壊	324	68	桃山	紀の川市	桃山町黒川		6
山腹崩壊	324	69	桃山	紀の川市	桃山町	黒川	1
山腹崩壊	325	4	貴志川	紀の川市	貴志川町	長山	1
山腹崩壊	325	5	貴志川町国主	紀の川市	貴志川町国主		2

2-2 崩壊土砂流出危険地区

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）を基に更新（令和8年1月現在）

1 近畿中国森林管理局：1件

危険地区種類	危険地区番号	国有林名	位置	危険地区面積(ha)
崩壊土砂流出	302082-1	西山田奥国有林	紀の川市打田西山田	0.60

2 県森林整備課：241件

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置		危険地区面積(ha)
崩壊土砂流出	208	1002	切畑	紀の川市	切畑	0.45
崩壊土砂流出	208	1003	切畑	紀の川市	切畑	0.15
崩壊土砂流出	208	1004	切畑	紀の川市	切畑	0.3
崩壊土砂流出	208	1005	切畑	紀の川市	切畑	2.55
崩壊土砂流出	208	1007	中津川	紀の川市	中津川	1.05
崩壊土砂流出	208	1008	西川原	紀の川市	西川原	0.15
崩壊土砂流出	208	1009	中津川	紀の川市	中津川	1.05
崩壊土砂流出	208	1010	中津川	紀の川市	中津川	0.75
崩壊土砂流出	208	1011	中津川	紀の川市	中津川	0.75
崩壊土砂流出	208	1012	中津川	紀の川市	中津川	0.6
崩壊土砂流出	208	1013	中津川	紀の川市	中津川	0.15
崩壊土砂流出	208	1014	中津川	紀の川市	中津川	0.15
崩壊土砂流出	208	1019	荒見	紀の川市	荒見	0.6
崩壊土砂流出	208	1020	杉原	紀の川市	杉原	0.75
崩壊土砂流出	208	1021	下鞆渕	紀の川市	下鞆渕	0.15
崩壊土砂流出	208	1022	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕	0.75
崩壊土砂流出	208	1023	上鞆渕	紀の川市	上鞆渕	0.45
崩壊土砂流出	208	1024	竹房	紀の川市	竹房	1.65
崩壊土砂流出	208	1025	桃山町	紀の川市	桃山町野田原	0.15
崩壊土砂流出	208	1030	麻生津中	紀の川市	麻生津中	0.15
崩壊土砂流出	208	1031	杉原	紀の川市	杉原	0.15
崩壊土砂流出	208	1032	竹房	紀の川市	竹房	0.3
崩壊土砂流出	208	5103	平野	紀の川市	平野	0.15
崩壊土砂流出	208	5104	切畑	紀の川市	切畑	0.15
崩壊土砂流出	208	5105	切畑	紀の川市	切畑	0.15
崩壊土砂流出	208	5106	切畑	紀の川市	切畑	0.15
崩壊土砂流出	208	5107	西川原	紀の川市	西川原	0.15
崩壊土砂流出	208	5108	西川原	紀の川市	西川原	0.15
崩壊土砂流出	208	5109	神通	紀の川市	神通	1.5
崩壊土砂流出	208	5110	神通	紀の川市	神通	0.15
崩壊土砂流出	208	5111	中畑	紀の川市	中畑	0.45
崩壊土砂流出	208	5113	中畑	紀の川市	中畑	0.15
崩壊土砂流出	208	5115	中畑	紀の川市	中畑	0.15
崩壊土砂流出	208	5116	今畑	紀の川市	今畑	0.45
崩壊土砂流出	208	5120	名手上	紀の川市	名手上	0.15
崩壊土砂流出	208	5121	名手上	紀の川市	名手上	0.15
崩壊土砂流出	208	5123	上丹生谷	紀の川市	上丹生谷	0.3
崩壊土砂流出	208	5129	重行	紀の川市	重行	0.3
崩壊土砂流出	208	5132	西山田	紀の川市	西山田	1.35
崩壊土砂流出	208	5134	貴志川町	紀の川市	貴志川町岸宮	0.3

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
崩壊土砂流出	208	5135	竹房	紀の川市	竹房		0.9
崩壊土砂流出	208	5137	荒見	紀の川市	荒見		2.1
崩壊土砂流出	208	5138	麻生津中	紀の川市	麻生津中		0.3
崩壊土砂流出	208	5141	麻生津中	紀の川市	麻生津中		1.2
崩壊土砂流出	208	5142	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.2
崩壊土砂流出	208	5143	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.95
崩壊土砂流出	208	5144	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.3
崩壊土砂流出	208	5145	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.15
崩壊土砂流出	208	5146	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.3
崩壊土砂流出	208	5147	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.3
崩壊土砂流出	208	5148	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1.5
崩壊土砂流出	208	5149	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.2
崩壊土砂流出	208	5152	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		0.6
崩壊土砂流出	208	5154	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		0.75
崩壊土砂流出	208	5155	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.65
崩壊土砂流出	208	5156	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.6
崩壊土砂流出	208	5158	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.75
崩壊土砂流出	208	5159	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.75
崩壊土砂流出	208	5160	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.05
崩壊土砂流出	208	5162	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.75
崩壊土砂流出	208	5163	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		1.5
崩壊土砂流出	208	5166	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.45
崩壊土砂流出	208	5167	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		1.05
崩壊土砂流出	208	5168	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		0.3
崩壊土砂流出	208	5169	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		2.4
崩壊土砂流出	208	5170	桃山町	紀の川市	桃山町峯		1.2
崩壊土砂流出	208	5171	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		0.6
崩壊土砂流出	208	5172	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		0.75
崩壊土砂流出	208	5174	竹房	紀の川市	竹房		1.05
崩壊土砂流出	208	5175	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.65
崩壊土砂流出	208	5176	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.9
崩壊土砂流出	208	5177	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		1.05
崩壊土砂流出	208	5178	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.9
崩壊土砂流出	208	5179	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.9
崩壊土砂流出	208	5180	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.9
崩壊土砂流出	208	5181	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.75
崩壊土砂流出	208	5182	桃山町	紀の川市	桃山町峯		3.6
崩壊土砂流出	208	5183	桃山町垣内	紀の川市	桃山町垣内		0.45
崩壊土砂流出	208	5184	桃山町	紀の川市	桃山町垣内		0.9
崩壊土砂流出	208	5185	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.05
崩壊土砂流出	208	5188	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.5
崩壊土砂流出	208	5190	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.05
崩壊土砂流出	208	5191	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.15
崩壊土砂流出	208	5198	竹房	紀の川市	竹房		0.75
崩壊土砂流出	208	5200	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.2
崩壊土砂流出	208	5208	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		0.15
崩壊土砂流出	208	5210	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		0.3
崩壊土砂流出	208	5211	桃山町	紀の川市	桃山町峯		0.9
崩壊土砂流出	208	5213	麻生津中	紀の川市	麻生津中		1.2
崩壊土砂流出	208	5214	麻生津中	紀の川市	麻生津中		2.4
崩壊土砂流出	208	5215	東山田	紀の川市	東山田		0.15

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
崩壊土砂流出	208	5216	東山田	紀の川市	東山田		0.3
崩壊土砂流出	208	5218	竹房	紀の川市	竹房		0.75
崩壊土砂流出	208	5219	桃山町	紀の川市	桃山町善田		2.85
崩壊土砂流出	208	5221	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕		1.05
崩壊土砂流出	208	5222	桃山町	紀の川市	桃山町神田		0.15
崩壊土砂流出	208	5223	桃山町	紀の川市	桃山町神田		0.15
崩壊土砂流出	208	5225	桃山町	紀の川市	桃山町神田		0.0
崩壊土砂流出	208	5227	貴志川町	紀の川市	貴志川町西山		0.15
崩壊土砂流出	208	5230	荒見	紀の川市	荒見		0.15
崩壊土砂流出	208	5231	荒見	紀の川市	荒見		0.45
崩壊土砂流出	208	5232	中鞆渕	紀の川市	中鞆渕	米ノ郷	0.6
崩壊土砂流出	321	1	中畑	紀の川市	中畑滝谷		3.9
崩壊土砂流出	321	2	中畑	紀の川市	中畑立石		1.8
崩壊土砂流出	321	3	中畑	紀の川市	中畑神子平		2.4
崩壊土砂流出	321	4	中畑	紀の川市	中畑神子平		1.8
崩壊土砂流出	321	5	中畑	紀の川市	中畑西浦		1.5
崩壊土砂流出	321	6	東山田	紀の川市	東山田三ツ城		3.6
崩壊土砂流出	321	7	西山田	紀の川市	西山田山添		1.2
崩壊土砂流出	321	8	西山田	紀の川市	西山田蔭地ヶ原		0.3
崩壊土砂流出	321	9	西山田	紀の川市	西山田蔭地ヶ原		1.8
崩壊土砂流出	321	10	東三谷	紀の川市	東三谷春日谷		3.3
崩壊土砂流出	321	11	中三谷	紀の川市	中三谷		0.3
崩壊土砂流出	321	13	神通	紀の川市	神通稲尾		0.3
崩壊土砂流出	321	14	神通	紀の川市	神通稲尾		0.45
崩壊土砂流出	321	15	神通	紀の川市	神通稲尾		0.36
崩壊土砂流出	321	16	神通	紀の川市	神通稲尾		0.6
崩壊土砂流出	321	17	神通	紀の川市	神通東谷		2.7
崩壊土砂流出	321	18	神通	紀の川市	神通東谷		0.9
崩壊土砂流出	321	20	北勢田	紀の川市	北勢田鳥子川		2.1
崩壊土砂流出	321	23	竹房	紀の川市	竹房堂ノ上		1.5
崩壊土砂流出	321	24	竹房	紀の川市	竹房堂ノ上		1.5
崩壊土砂流出	321	25	竹房	紀の川市	竹房堂ノ上		0.3
崩壊土砂流出	321	26	竹房	紀の川市	竹房堂ノ上		2.1
崩壊土砂流出	321	7515	神通	紀の川市	神通		0.15
崩壊土砂流出	322	1	中津川	紀の川市	中津川奥松尾原		5.4
崩壊土砂流出	322	2	中津川	紀の川市	中津川譲り羽		6.0
崩壊土砂流出	322	3	中津川	紀の川市	中津川兵田谷		0.06
崩壊土砂流出	322	4	中津川	紀の川市	中津川葛原		0.54
崩壊土砂流出	322	5	中津川	紀の川市	中津川柱谷		0.18
崩壊土砂流出	322	6	中津川	紀の川市	中津川トチ谷		0.36
崩壊土砂流出	322	7	中津川	紀の川市	中津川		0.6
崩壊土砂流出	322	8	中津川	紀の川市	中津川		1.95
崩壊土砂流出	322	9	中津川	紀の川市	中津川細尾		1.5
崩壊土砂流出	322	10	中津川	紀の川市	中津川八丁谷		1.2
崩壊土砂流出	322	11	中津川	紀の川市	中津川		0.6
崩壊土砂流出	322	12	中津川	紀の川市	中津川		0.63
崩壊土砂流出	322	13	西川原	紀の川市	西川原後谷		3.3
崩壊土砂流出	322	14	西川原	紀の川市	西川原		0.3
崩壊土砂流出	322	15	西川原	紀の川市	西川原猪谷		0.09
崩壊土砂流出	322	16	西川原	紀の川市	西川原		1.35
崩壊土砂流出	322	18	中津川	紀の川市	中津川衣ボ谷		0.36

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
崩壊土砂流出	322	19	中津川	紀の川市	中津川長切谷		1.8
崩壊土砂流出	322	20	中津川	紀の川市	中津川経塚西原		1.2
崩壊土砂流出	322	21	北志野	紀の川市	北志野奥山		0.72
崩壊土砂流出	322	22	北長田	紀の川市	北長田宮ノ前		3.0
崩壊土砂流出	322	23	上丹生谷	紀の川市	上丹生谷西檜原		0.3
崩壊土砂流出	322	25	勝神	紀の川市	勝神		0.96
崩壊土砂流出	322	26	勝神	紀の川市	勝神		0.18
崩壊土砂流出	322	27	杉原	紀の川市	杉原竜門山		0.6
崩壊土砂流出	322	28	杉原	紀の川市	杉原上勝神		0.09
崩壊土砂流出	322	29	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		0.72
崩壊土砂流出	322	30	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		0.06
崩壊土砂流出	322	32	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚久保		1.2
崩壊土砂流出	322	33	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		0.36
崩壊土砂流出	322	34	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚清川		0.0
崩壊土砂流出	322	35	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚清川		0.3
崩壊土砂流出	322	36	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚清川		0.6
崩壊土砂流出	322	37	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚周家		0.3
崩壊土砂流出	322	38	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		0.12
崩壊土砂流出	322	41	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚田間		0.6
崩壊土砂流出	322	42	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚大町		1.2
崩壊土砂流出	322	44	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚向谷		0.3
崩壊土砂流出	322	45	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚山戸		0.27
崩壊土砂流出	322	48	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚矢戸奥		1.5
崩壊土砂流出	322	49	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚西垣内		0.3
崩壊土砂流出	322	50	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		0.3
崩壊土砂流出	322	54	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚神路原		1.8
崩壊土砂流出	322	58	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		0.45
崩壊土砂流出	322	59	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		0.06
崩壊土砂流出	322	60	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚崎林		0.6
崩壊土砂流出	322	61	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚南原		2.1
崩壊土砂流出	322	62	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚南原		1.2
崩壊土砂流出	322	63	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚北沢神口原		3.9
崩壊土砂流出	322	64	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚南原		0.27
崩壊土砂流出	322	70	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚和田		0.3
崩壊土砂流出	322	71	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚和田		1.8
崩壊土砂流出	322	72	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚高原		3.3
崩壊土砂流出	322	73	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.12
崩壊土砂流出	322	74	下鞆渚	紀の川市	下鞆渚		0.18
崩壊土砂流出	322	78	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1.08
崩壊土砂流出	322	79	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		1.2
崩壊土砂流出	322	7507	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚清川		0.15
崩壊土砂流出	322	7513	中鞆渚	紀の川市	中鞆渚		0.45
崩壊土砂流出	322	7516	上鞆渚	紀の川市	上鞆渚		0.3
崩壊土砂流出	323	2	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.72
崩壊土砂流出	323	3	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.99
崩壊土砂流出	323	4	切畑	紀の川市	切畑葛城		1.08
崩壊土砂流出	323	5	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.45
崩壊土砂流出	323	6	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.18
崩壊土砂流出	323	7	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.18
崩壊土砂流出	323	8	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.36
崩壊土砂流出	323	9	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.18

危険地区種類	危険地区番号		地区名	位置			危険地区面積(ha)
崩壊土砂流出	323	12	平野	紀の川市	平野東原		0.6
崩壊土砂流出	323	14	平野	紀の川市	平野東原		0.6
崩壊土砂流出	323	16	平野	紀の川市	平野東原		0.3
崩壊土砂流出	323	17	切畑	紀の川市	切畑葛城		0.6
崩壊土砂流出	323	23	麻生津中	紀の川市	麻生津中飯盛		0.3
崩壊土砂流出	323	24	麻生津中	紀の川市	麻生津中飯盛		2.7
崩壊土砂流出	324	1	桃山町	紀の川市	桃山町神田		0.9
崩壊土砂流出	324	2	桃山町	紀の川市	桃山町調月		0.3
崩壊土砂流出	324	4	桃山町	紀の川市	桃山町調月		1.5
崩壊土砂流出	324	7	桃山町	紀の川市	桃山町最上		1.2
崩壊土砂流出	324	10	桃山町	紀の川市	桃山町脇谷		3.0
崩壊土砂流出	324	14	桃山町	紀の川市	桃山町最上		3.0
崩壊土砂流出	324	15	桃山町	紀の川市	桃山町最上		2.7
崩壊土砂流出	324	16	桃山町	紀の川市	桃山町最上		0.6
崩壊土砂流出	324	17	桃山町最上	紀の川市	桃山町最上		0.9
崩壊土砂流出	324	18	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		0.9
崩壊土砂流出	324	19	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		2.1
崩壊土砂流出	324	20	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.2
崩壊土砂流出	324	21	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.8
崩壊土砂流出	324	22	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		0.6
崩壊土砂流出	324	23	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		3.6
崩壊土砂流出	324	24	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		3.3
崩壊土砂流出	324	25	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.5
崩壊土砂流出	324	26	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.8
崩壊土砂流出	324	27	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		2.4
崩壊土砂流出	324	28	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		1.2
崩壊土砂流出	324	29	桃山町	紀の川市	桃山町野田原		0.3
崩壊土砂流出	324	30	桃山町野田原	紀の川市	桃山町野田原		1.2
崩壊土砂流出	324	31	桃山町	紀の川市	桃山町峯		1.2
崩壊土砂流出	324	32	桃山町峯	紀の川市	桃山町峯		0.6
崩壊土砂流出	324	33	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		3.3
崩壊土砂流出	324	34	桃山町峯	紀の川市	桃山町峯		6.0
崩壊土砂流出	324	35	桃山町善田	紀の川市	桃山町善田		3.0
崩壊土砂流出	324	39	桃山町善田	紀の川市	桃山町善田		1.8
崩壊土砂流出	324	44	桃山町黒川	紀の川市	桃山町黒川		0.06
崩壊土砂流出	324	46	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.3
崩壊土砂流出	324	47	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		2.7
崩壊土砂流出	324	48	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		2.1
崩壊土砂流出	324	50	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		2.4
崩壊土砂流出	324	51	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.6
崩壊土砂流出	324	53	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.3
崩壊土砂流出	324	54	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.3
崩壊土砂流出	324	55	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.3
崩壊土砂流出	324	56	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		1.5
崩壊土砂流出	324	57	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.3
崩壊土砂流出	324	58	桃山町	紀の川市	桃山町黒川		0.3
崩壊土砂流出	324	59	桃山町黒川	紀の川市	桃山町黒川		2.7
崩壊土砂流出	324	60	桃山町	紀の川市	桃山町中畑		0.3

2-3 土砂災害警戒区域等の指定状況 略

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）

指定数：令和6年4月1日現在

種 類	警戒区域数	うち特別警戒区域数
急傾斜地の崩壊	848	828
土石流	369	333
地すべり	58	0
合計	1,275	1,161

2-4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地

令和8年1月現在

	施設名称	所在地	連絡先	備考	避難確保計画	訓練実施
1	紀の川市立打田中学校 仙溪分校	紀の川市東三谷 900	0736-77-3664		策定済	確認済
2	粉河むつみホーム	紀の川市粉河 1180	0736-73-2331		策定済	確認済
3	和歌山県立粉河高等学校	紀の川市粉河 4632	0736-73-3411		策定済	確認済
4	ソーシャルファームもぎたて	紀の川市平野 927	0736-75-4603		策定済	確認済
5	紀の川市立麻生津小学校	紀の川市麻生津中 16	0736-75-2320		策定済	確認済
6	特別養護老人ホーム栄寿苑	紀の川市麻生津中 1279	0736-75-6888		策定済	確認済
7	さわやか福祉会	紀の川市西脇 176-6	0736-75-2947		策定済	確認済
8	地域密着型特定施設入居者生活介護 介護付ケアホームヤッホー	紀の川市桃山町最上 1206-22	0736-66-1227		策定済	確認済
9	特別養護老人ホーム ももの里	紀の川市桃山町最上 1254-1	0736-66-3741		策定済	確認済
10	つぼみ園	紀の川市桃山町調月 736-1	0736-66-0013		策定済	確認済
11	あおば幼稚園	紀の川市貴志川町 岸小野 207	0736-64-9514		策定済	確認済
12	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖 1423-3	0736-64-0061		策定済	確認済
13	竜門小学校	紀の川市杉原 257-1	0736-73-3138		策定済	確認済
14	蛍の里	紀の川市桃山町野田原 639	0736-67-0906			
15	特別養護老人ホームきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺 359	0736-65-1111		策定済	確認済

3 気象観測施設

3-1 雨量観測所

資料：和歌山県水防計画書（令和7年度）を基に更新（令和8年1月現在）

1 和歌山地方気象台所管の気象観測所

観測所名	種別	所在地		設置場所	流域
		市町村	字		
葛城山	地域雨量観測所	紀の川市	切畑		紀の川

2 県水防本部が雨量報告を受ける観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
打田	紀の川市	西大井	紀の川市役所	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
中津川	紀の川市	神通	神通温泉施設	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	二瀬川	那賀	テレメーター
粉河	紀の川市	粉河	紀の川市役所 粉河支所 (粉河ふるさとセンター)	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
江川中	紀の川市	江川中	上名手小学校	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	重谷川	那賀	テレメーター
中鞆渚	紀の川市	中鞆渚	鞆渚小・中学校	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	真国川	那賀	テレメーター
那賀	紀の川市	名手市場	那賀保健福祉 センター	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
桃山	紀の川市	桃山町元	紀の川市役所 桃山支所	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
貴志川	紀の川市	貴志川町 神戸	貴志川保健福祉 センター	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	貴志川	那賀	テレメーター

3 その他の観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
善田局	紀の川市	桃山町 善田	滝谷峠	国土交通省	和歌山河川 国道事務所	073- 402-0265	柘榴川	那賀	
赤沼田	紀の川市	赤沼田	赤沼田地先	国土交通省	和歌山河川 国道事務所	073- 402-0265	麻生津川	那賀	
猪垣	紀の川市	北志野	北志野地先	国土交通省	和歌山河川 国道事務所	073- 402-0265	松井川	那賀	
山田ダム 改良区	紀の川市	貴志川町 高尾	山田ダム 土地改良区 管理事務所	山田ダム 土地改良区	山田ダム 土地改良区	0736- 64-2037	野田原川	那賀	

3-2 水位観測所

資料：和歌山県水防計画書（令和7年度）

1 水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所

（国管理 <https://www.river.go.jp/index>）

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位			堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
		市町村	大字		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	左岸	右岸				
貴志川	貴志	紀の川市	貴志川 町北	貴志橋右岸 下流100m	2.50	4.50	5.50	9.33	9.40	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 水晶式 水晶式

2 水位の状況を公表している観測所

（国管理 <https://www.river.go.jp/index>）

（県管理 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/mainMap.html>）

河川名	観測所	所在地		設置場所	水位			堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
		市町村	大字		水防団 待機	氾濫 注意	左岸	右岸					
紀の川	竹房	紀の川市	桃山町 段新田	竹房橋左岸 下流100m	1.50	2.50	10.90	10.45	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 水研62型	
紀の川	麻生津	紀の川市	北涌	麻生津橋左岸 上流100m	2.50	4.00	—	—	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 水晶式	
貴志川	高島	紀の川市	桃山町 調月	高島橋右岸 下流150m	2.50	4.00	8.08	8.05	国土 交通省	和歌山 河川国道 事務所	073- 402-0265	(テ) 超音波式	
柘榴川	神田	紀の川市	桃山町 神田	八幡橋右岸 上流150m	2.10	2.90	4.50	6.10	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	(テ) 半導体式	
海神川	西大井	紀の川市	西大井	紀の川市役所 左岸上流30m	1.50	2.00	3.50	3.10	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	(テ) 半導体式	
真国川	巴王橋	紀の川市	桃山町 中畑	巴王橋左岸 下流20m	—	—	6.00	7.00	和歌山県	那賀振興局 建設部	0736- 61-0044	(テ) 半導体式	

3-3 震度観測施設

資料：和歌山地方気象台ホームページ（令和7年7月18日現在）

1 和歌山地方気象台

観測所	所在地	震度発表名称	所管官署	備考
粉河	紀の川市粉河1479	紀の川市粉河	和歌山地方気象台	震度計

2 防災科学技術研究所

観測所	設置場所	震度発表名称	備考
那賀	紀の川市名手市場1456	紀の川市那賀総合センター	

3 和歌山県

No.	観測点名	設置場所 所在地	計測震度計等座標				震度計 の所管
			北緯		東経		
			度	分	度	分	
1	紀の川市西大井	西大井338 紀の川市役所敷地内	34	16	135	22	県
2	紀の川市桃山町元	桃山町元376 紀の川市役所 桃山支所敷地内	34	14	135	21	県
3	紀の川市貴志川町神戸	貴志川町神戸327-1 紀の川市役所 貴志川支所敷地内	34	13	135	19	県

4 通信

4-1 非常通信経路

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）

区 間	総 合 信 頼 度	紀の川市 との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)
紀の川市 (危機管理消防課) ↔ 那賀振興局	A	1.1km	□紀の川市役所	-----	那賀振興局□
	A		[専用] [地星] (地域づくり課)		
	B	4.3km	■打田交番	-----	岩出警察署△ (地域課)
	B		■粉河交番	-----	[相互] [警察]
紀の川市 (危機管理消防課) ↔ 和歌山県庁	A	4.9km	□紀の川市役所	-----	和歌山県庁□
	A		[専用] [地星] (防災企画課)		
	B	9.8km	関西電力送配電	-----	関西電力送配電
	B		粉河技術サービスセンター (移動無線基地局)※休日夜間不在	[電力]	橋本配電営業所 (橋本市ルートへ)
	A	4.4km	■関西電力送配電	-----	関西電力送配電
	A		紀の川変電所	[電力]	和歌山本部 (昼間:電力本部通信グループ) (夜間:■和歌山給電制御所)
	B	4.5km	■JR 粉河駅	-----	JR 和歌山支社
	B		(業務委託駅、取扱時間 7:15~17:45) [JR]		
B	1.0km	赤十字特別救護隊	-----	赤十字特別救護隊本部	
B		山田啓三 (JA3FRI・桃山町段) 井尻智久 (JO3PYR・上野)	[アマ]	(JA3YQJ・JA3ZBG) (日赤和歌山県支部)	
B		JARL 紀の川市防災ボランティア 基地局 (JL3ZFE)、メンバー	-----		

凡 例

—————	無線区間	[専用]	電気通信事業者の専用通信回線
-----	有線区間	[地星]	地域衛星通信ネットワーク回線
-----	和歌山県総合防災情報システムの 衛星系回線	[警察]	警察用回線
A	経路全体を通じ、全基準項目につい てA級基準に該当する。	[電力]	電気事業者回線
		[JR]	JR用回線
B	経路中のいずれかの項目基準につい てB級基準のものが含まれる。	[アマ]	アマチュア無線
		[相互]	防災相互通信用無線

防災相互通信用無線を運用できる機関(□:常設・△:常設以外)、■:使送対応が不可の機関

5 避難

5-1 指定避難所

令和8年3月現在

地域	整理番号	施設			収容人数(人)	災害種別による判断		備考	緊急避難場所レベル
		名称	所在地	電話(FAX)		震災の時	水害土砂災害の時		風水害
打田	1	田中小学校体育館	打田 1491	77-2004 (77-0254)	429	○	○		☆☆☆
	2	田中小学校高野分校体育館	高野 595-2	-	190	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	3	打田中学校体育館 (格技場含む)	東大井 345	77-2533 (77-7976)	1,023	○	○	福祉避難所併設	☆☆☆
	4	打田保健福祉センター	西大井 338	77-2511 (77-2514)	907	○	○	福祉避難所併設	☆☆☆
	5	井阪文化会館	西井阪 169	77-7588 (")	132	○	○		☆☆☆
	6	池田小学校体育館	南中 326-1	77-3053 (77-0253)	445	○	○		☆☆☆
	7	神通温泉施設	神通 150-1	77-7553 (77-5470)	58	○	×	土砂災害警戒区域	☆☆
粉河	8	粉河小学校体育館	粉河 1558-1	73-2251 (73-6927)	412	○	○		☆☆☆
	9	粉河体育館 (武道館含む)	粉河 1479	-	1,147	○	○		☆☆☆
	10	県立粉河高等学校体育館	粉河 4632	73-3411 (73-3412)	858	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	
	11	粉河ふるさとセンター	粉河 580	73-3312 (73-8353)	577	○	×	浸水想定区域	☆
	12	粉河中学校体育館	粉河 925	73-2218 (73-6484)	759	○	○		☆☆☆
	13	長田小学校体育館	長田中 538-1	73-3139 (73-7368)	297	○	○		☆☆☆
	14	川原小学校体育館	野上 92-2	73-3330 (73-6425)	330	○	○		☆☆☆
	15	竜門小学校体育館	杉原 257-1	73-3138 (73-6989)	330	○	×	浸水想定区域 土砂災害警戒区域	☆
	16	上鞆渕集会所	上鞆渕 229-5	-	41	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆ (注)
	17	鞆渕小・中学校体育館	中鞆渕 968-1	-	318	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆ (注)
	18	鞆渕出張所	中鞆渕 1634-1	79-0001 (79-0393)	20	○	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域	☆
19	下鞆渕集会所	下鞆渕 457	-	41	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)	
那賀	20	中尾集会所	平野 2092	-	33	○	○		☆☆☆
	21	県立高等看護学院体育館	西野山 505-1	75-6280 (75-6283)	800	○	○		☆☆☆
	22	上名手小学校体育館	江川中 988-4	75-3065 (75-3717)	206	○	○		☆☆☆
	23	那賀中学校体育館 (格技場含む)	名手市場 981	75-2078 (75-2077)	916	○	○		☆☆☆
	24	那賀保健福祉センター	名手市場 144-1	75-3111 (75-2171)	412	○	○		☆☆☆
	25	那賀総合センター	名手市場 1456	75-2221 (75-2659)	268	○	○		☆☆☆
	26	名手小学校体育館	名手西野 335	75-2054 (75-4529)	487	○	○		☆☆☆
	27	那賀体育館	名手西野 114-1	75-4141 (")	957	○	×	浸水想定区域	☆
	28	赤沼田集会所	赤沼田 290	-	45	○	×	土砂災害警戒区域	☆ (注)
	29	麻生津小学校体育館	麻生津中 10-2	75-2320 (75-4647)	194	○	×	土砂災害警戒区域	☆☆

地域	整理番号	施設			収容人数(人)	災害種別による判断		備考	緊急避難場所レベル
		名称	所在地	電話(FAX)		震災の時	水害土砂災害の時		風水害
桃山	30	安楽川小学校体育館	桃山町市場 2	66-0022 (66-2424)	342	○	×	浸水想定区域	☆
	31	ふれあいコミュニティセンター	桃山町市場 1-2	66-1107 (66-2727)	198	○	×	浸水想定区域	☆☆
	32	荒川中学校体育館	桃山町元 249	66-0003 (66-2432)	792	○	×	浸水想定区域	☆
	33	桃山勤労者体育センター	桃山町調月 349-1	66-2288 (66-2289)	536	○	×	浸水想定区域	☆(注)
	34	那賀スポーツレクリエーションセンター	桃山町調月 5	66-2420 (66-2430)	157	○	×	浸水想定区域	☆(注)
	35	調月小学校体育館	桃山町調月 1101	66-0595 (66-2431)	272	○	×	浸水想定区域	☆☆☆
	36	大原集会所	桃山町大原 667-3	-	23	○	×	土砂災害警戒区域	☆(注)
	37	善田地区総合営農指導センター	桃山町善田 741-2	-	40	○	×	土砂災害警戒区域	☆☆☆
	38	黒川集会所	桃山町黒川 1667-1	-	13	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆(注)
	39	蛸の里(介護予防拠点施設、旧野田原分校体育館含む)	桃山町野田原 639	67-0906 (〃)	256	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	☆(注)
	40	細野生活改善センター	桃山町中畑 108-1	67-0827 (〃)	66	○	×	土砂災害警戒区域	☆(注)
41	桃山保健福祉センター	桃山町最上 1253-2	66-3311 (66-2751)	247	○	○		☆☆☆	
貴志川	42	中貴志小学校体育館	貴志川町上野山 55	64-2106 (64-2178)	569	○	○		☆☆☆
	43	貴志川中学校体育館 (柔剣道場含む)	貴志川町上野山 232	64-2521 (64-8356)	660	○	○		☆☆☆
	44	貴志川保健福祉センター	貴志川町神戸 331	64-2525 (64-6599)	594	○	×	浸水想定区域	☆☆
	45	東貴志小学校体育館	貴志川町井ノ口 148	64-2027 (64-2099)	206	○	×	浸水想定区域	☆
	46	和歌山県農業試験場	貴志川町高尾 160	64-2300 (65-2016)	214	○	○		☆☆☆
	47	東貴志コミュニティセンター	貴志川町岸小野 180	64-3877	204	○	×	浸水想定区域	☆
	48	西貴志小学校体育館	貴志川町長原 167	64-2024 (64-6960)	528	○	○		☆☆☆
	49	県立貴志川高等学校体育館	貴志川町長原 400	64-2500 (64-2501)	643	○	○		☆☆☆
	50	貴志川生涯学習センター	貴志川町長原 447-1	64-2273 (64-9750)	784	○	○	福祉避難所併設	☆☆☆
	51	西貴志コミュニティセンター	貴志川町長山 24	65-2211 (64-8753)	247	○	○		☆☆☆
	52	丸栖小学校体育館	貴志川町丸栖 206	64-3004 (64-3035)	247	○	○		☆☆☆
	53	丸栖コミュニティセンター	貴志川町丸栖 658	64-7270	218	○	○		☆☆☆

風水害避難場所安全レベルの考え方

避難場所 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
避難場所 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
避難場所 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所
避難場所 (☆)(注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難場所

地震時には、職員が各避難所に駆け付けることが困難となる可能性が考えられるため、各避難所に鍵ボックスを設置している。この鍵ボックスは、震度5以上の揺れを感知すると自動で開く設定となっており、住民による避難所開設が可能である。

(打田保健福祉センター・粉河ふるさとセンター・那賀保健福祉センターは未設置)

5-2 福祉避難所

令和8年1月現在

整理 番号	施 設			収容 人数 (人)	災害種別による 判断		対応可能障害種別
	施設名	住所	電話		震災 の時	水害 土砂災害 の時	備考
1	打田保健福祉センター	紀の川市西大井 338	77-2511	151	○	○	視・肢
2	打田中学校 教室	紀の川市東大井 345	77-2533	364	○	○	聴・発・精
3	貴志川生涯学習センター	紀の川市貴志川町長原 447-1	64-2273	358	○	○	聴・肢・知・発・精
4	障害者支援施設PURE 皆楽	紀の川市竹房 314	77-0080	-	○	○	知・発
5	介護老人保健施設さくらの丘	紀の川市黒土 153	77-0806	-	○	○	
6	グループホームさくらの丘	紀の川市黒土 153	77-0806	-	○	○	
7	特別養護老人ホーム高陽園	紀の川市東大井 11-3	78-2202	-	○	○	
8	特別養護老人ホーム打田皆楽園	紀の川市畑野上 259	77-1700	-	○	○	
9	風の里デイサービスセンター	紀の川市粉河 951-1	74-3116	-	○	×	浸水想定区域
10	グループホーム風の里	紀の川市粉河 951-1	74-3116	-	○	×	浸水想定区域
11	生活介護事業所三幸園	紀の川市粉河 4168	73-3885	-	○	○	知・発
12	養護老人ホーム白水園	紀の川市上田井 1229-1	73-2210	-	○	×	視・聴・肢 浸水想定区域
13	特別養護老人ホーム白水園	紀の川市上田井 1229-1	73-2210	-	○	×	視・聴・肢 浸水想定区域
14	住宅型有料老人ホーム雅	紀の川市深田 101-1	73-2950	-	○	○	肢

整理 番号	施設			収容 人数 (人)	災害種別による 判断		対応可能障害種別
	施設名	住所	電話		震災 の時	水害 土砂災害 の時	備考
15	特別養護老人ホーム栄寿苑	紀の川市麻生津中 1279	75-6888	-	○	×	視・聴・肢 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
16	グループホーム桃の庵	紀の川市桃山町最上 843-1	66-2254	-	○	○	視・聴・肢
17	特別養護老人ホーム ヴィラももの里	紀の川市桃山町最上 873	67-7777	-	○	○	視・聴・肢
18	グループホーム自然の郷	紀の川市桃山町最上 1206-22	66-1227	-	○	×	視・聴・肢 土砂災害警戒区域
19	特別養護老人ホームももの里	紀の川市桃山町最上 1254-1	66-3741	-	○	×	視・聴・肢 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
20	児童発達支援センターひまわり園	紀の川市桃山町調月 58-3	66-0995	-	○	×	知・精・発 浸水想定区域
21	特別養護老人ホームきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺 359	65-1111	-	○	×	肢 土砂災害警戒区域
22	特別養護老人ホーム 貴志川聖アンナの家	紀の川市貴志川町上野山 302-1	64-7460	-	○	○	視・聴・肢
23	デイサービスセンターたかお	紀の川市貴志川町高尾 194-1	65-3380	-	○	○	
24	和歌山つくし医療・福祉センター	岩出市中迫 665	62-4121	-	○	○	
25	ケアハウス後楽荘	紀の川市黒土 262 番地	77-3575	-	○	○	聴

※打田中学校（1階相談室又は会議室）に、聴覚障害者の情報保障のため、「聴覚障害者用情報受信装置」を設置する。（平常時は、市役所本庁舎2階フロアに設置。）

※対応可能障害種別の略称

視・・・視覚障害 肢・・・肢体不自由 聴・・・聴覚障害 発・・・発達障害
精・・・精神障害 知・・・知的障害

注：4～25の民間施設への受入れは市からの要請が必要です。

5-3 指定緊急避難場所

令和8年1月現在

地域	整理番号	施設			収容人数(人)	災害種別による判断		備考
		名称	所在地	電話(FAX)		震災の時	水害土砂災害の時	
指定緊急避難場所	1	打田中学校屋外運動場	東大井 345	77-2533 (77-7976)	5,430	○	○	
	2	史跡紀伊国分寺跡歴史公園	東国分 682-1	77-2511	11,310	○	○	
	3	古和田会館・駐車場 (第1・第2)	古和田 626	77-5300 (77-0187)	390	○	○	
	4	東国分公園(中児童公園)	東国分 98-1	77-2511	910	○	○	
	5	粉河中部運動場	粉河 1479	77-2511	5,310	○	○	
	6	川原小学校屋外運動場	野上 126	73-3330 (73-6245)	1,900	○	○	
	7	長田小学校屋外運動場	長田中 538	73-3139 (73-7368)	2,020	○	○	
	8	上名手小学校屋外運動場	江川中 988	75-3065 (75-3717)	1,780	○	○	
	9	名手小学校屋外運動場	名手西野 335	75-2054 (75-4529)	2,480	○	○	
	10	道の駅 青洲の里 駐車場・公園広場	西野山 473	75-6008 (75-9334)	1,940	○	○	
	11	桃源郷運動公園駐車場	桃山町最上 1147-11	66-2558 (66-3828)	2,660	○	○	
	12	細野溪流キャンプ場	桃山町垣内 258-1	67-0070 (67-0070)	2,060	○	×	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	13	丸栖コミュニティセンター 公園・広場	貴志川町丸栖 658	64-7270	850	○	○	
	14	中貴志小学校屋外運動場	貴志川町上野山 55	64-2106 (64-2178)	1,070	○	○	
	15	長山ふれあい公園	貴志川町長山 277-735	77-2511	6,780	○	×	土砂災害警戒区域

5-4 応急仮設住宅の建設候補地

令和8年1月現在

No.	施設名	所在地
1	池田小学校 運動場	南中 327
2	紀の川市民公園 多目的広場（打田若もの広場）	花野 604
3	粉河中部運動場	粉河 1479
4	竜門小学校 運動場	杉原 257-1
5	粉河西部運動場	北志野 560
6	上名手小学校 運動場	江川中 988
7	貴志川スポーツ公園 ソフトボール場	貴志川町井ノ口 1411-10
8	長山ふれあい公園	貴志川町長山 277-735

6 水防

6-1 河川の重要水防箇所

資料：和歌山県水防計画書（令和7年度）

1 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象と する 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
45-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	岩出市高塚 ～紀の川市下井阪	19 ～ 21.0	2,074	9500 (20.0)	26.20	27.37	2.00	紀の川下流	
50-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段新田	19.6 ～ 22.4	3,132	9500 (21.0)	26.99	27.58	1.50	紀の川下流	
51	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	19.8	-	9500 (19.8)	26.13	27.36	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
49	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段	19.6 ～ 20.4	1,130	9500 (20.0)	26.20	27.37	1.50	紀の川下流	旧川跡
272	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	20.4	-	9500 (20.4)	26.29	26.80	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9500 (20.8)	26.42	27.90	1.50	紀の川下流	井阪橋
55	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市下井阪	20.8 ～ 21.0	407	9500 (20.8)	26.42	27.90	1.50	紀の川下流	旧川跡
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段	20.8 - 75.0	-	9500 (20.8)	26.42	27.49	1.50	紀の川下流	段種管
54	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	20.8	238	9500 (20.8)	26.42	27.49	1.50	紀の川下流	旧川跡
502	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市中井阪	21.2 + 100.0	250	9500 (21.2)	27.33	30.64	1.50	紀の川下流	
57	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市畑野上 ～紀の川市窪	21.4 ～ 23.2	2,474	9500 (22.2)	28.64	30.01	1.50	紀の川下流	旧川跡
60	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	21.4	-	9500 (21.4)	27.75	28.28	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
129	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市畑野上	21.4 + 14	160	9500 (21.4)	27.75	31.07	1.50	紀の川下流	
58-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市畑野上	21.6	260	9500 (21.6)	27.93	28.50	1.50	紀の川下流	
63	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市尾崎 ～紀の川市花野	22 ～ 22.2	511	9500 (22.0)	28.46	29.46	1.50	紀の川下流	
64	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段新田	22.6	-	9500 (22.6)	28.91	30.63	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
131	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市打田	22.6 + 100.0	200	9500 (22.6)	28.91	30.86	1.50	紀の川下流	
503	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市窪	23.6 + 111.4	-	9500 (23.6)	29.89	32.92	1.50	紀の川下流	竹房橋
66	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市窪	23.8	-	9500 (23.8)	32.32	35.50	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
121	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市窪	24.0	196	9500 (24.0)	32.67	31.73	1.50	紀の川下流	
504	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市窪	24.0 ～ 24.2	269	9500 (24.0)	32.67	33.88	1.50	紀の川下流	
67	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市遠方	24.6	283	9500 (24.6)	33.59	35.54	1.50	紀の川下流	旧川跡
71	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市窪 ～紀の川市上田井	24.8 ～ 25.2	664	9500 (25.0)	35.52	35.13	1.50	紀の川下流	
123	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市窪	24.8	211	9500 (24.8)	34.94	34.68	1.50	紀の川下流	
68	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市遠方 ～紀の川市風市	24.8 ～ 26.4	1,443	9500 (25.6)	35.89	36.63	1.50	紀の川下流	
72	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市上田井	25.2	213	9500 (25.2)	35.69	35.43	1.50	紀の川下流	旧川跡
77	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市上田井 ～紀の川市嶋	25.4 ～ 26.4	1,201	9500 (25.8)	35.96	36.50	1.50	紀の川下流	
74	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市上田井	25.8	165	9500 (25.8)	35.96	36.50	1.50	紀の川下流	旧川跡
75	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市風市 ～紀の川市杉原	26.0 ～ 27.4	1,462	9500 (26.8)	36.47	38.19	1.50	紀の川下流	旧川跡
76	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市風市	26.0	-	9500 (26.0)	36.02	37.04	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
81	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市嶋	26.6 ～ 26.6 -120 +20.0	140	9500 (26.6)	36.37	38.04	1.50	紀の川下流	

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象とす る流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
130	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市風市	26.6		9500 (26.6)	36.37	38.06	1.50	紀の川下流	
83	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.0 ～ +100	27.2 +100	9500 (27.2)	36.87	36.75	1.50	紀の川下流	
82	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市松井	27.0	-	9500 (27.0)	36.66	38.64	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4 -	18.6	9500 (27.4)	37.01	39.50	1.50	紀の川下流	立石樋門
85	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.4 ~	27.8	9500 (27.6)	37.13	39.76	1.50	紀の川下流	旧川跡
88	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.8	-	9500 (27.8)	37.24	40.01	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
87	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	27.8 ~	28.2	9500 (28.0)	37.99	41.99	1.50	紀の川下流	旧川跡
90	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	28.0、	28.2	9500 (28.0)	37.99	40.43	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
93	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.6 ~	29.2	9500 (28.8)	39.47	46.28	1.50	紀の川下流	旧川跡
94	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.8	-	9500 (28.8)	39.47	46.28	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
95	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市東野 ～紀の川市藤崎	29.0、	29.2	9500 (29.0)	39.58	43.46	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
287	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市藤崎	29.2		9500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	紀の川下流	藤崎狭窄部
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 +	30	9500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 +	84.0	9500 (29.2)	40.16	42.67	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
286	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市荒見	29.4		9500 (29.4)	44.56	44.57	1.50	紀の川下流	藤崎狭窄部
100-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市後田	29.6		8300 (29.6)	45.76	45.67	1.50	紀の川下流	
100-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市後田	29.8 ~	30.0	8300 (29.8)	46.43	46.33	1.50	紀の川下流	
99	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	29.8	-	8300 (29.8)	46.43	46.33	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
132	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市後田	30.0		8300 (30.0)	47.23	47.14	1.50	紀の川下流	
100-3	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市後田 ～紀の川市名手西野	30.2 ~	31.0	8300 (30.6)	47.67	46.92	1.50	紀の川下流	
102	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	30.2	-	8300 (30.2)	47.55	46.85	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
103-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市西脇	30.2		8300 (30.2)	47.55	47.55	1.50	紀の川下流	
103-2	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市西脇	30.4 ~	30.6	8300 (30.4)	47.60	46.93	1.50	紀の川下流	
103-3	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市西脇 ～紀の川市北浦	30.8 ~	31.2	8300 (31.0)	47.86	47.85	1.50	紀の川下流	
134	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市西脇	30.6		8300 (30.6)	47.67	47.37	1.50	紀の川下流	
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 +	5.0	8300 (30.8)	47.71	47.22	1.50	紀の川下流	後田1号樋管
306	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市西脇、 紀の川市北浦	30.8 +	20.0	8300 (30.8)	47.71	47.56	1.50	紀の川下流	麻生津橋
107	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北浦	31.0	-	8300 (31.0)	47.86	47.85	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S40.09)
113	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市名手市場 ～紀の川市穴伏	31.2 ~	32.2	8300 (31.6)	48.36	48.36	1.50	紀の川下流	
109	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北浦	31.2 ~	32.0	8300 (31.6)	48.36	46.10	1.50	紀の川下流	旧川跡
103-4	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市北浦	31.4 ~	31.6	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	
307	紀の川	左岸	工作物	B	紀の川市北浦	31.4 +	8.0	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	麻生津大橋
112	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北浦	31.4	-	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	破堤跡
138	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市穴伏	31.6 ~	32.0	8300 (31.8)	48.38	48.94	1.50	紀の川下流	
103-5	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市北浦	31.8 ~	31.8 +16	8300 (31.8)	48.38	48.27	1.50	紀の川下流	
114	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.2 ~	32.4 +90	8300 (32.4)	49.78	49.55	1.50	紀の川下流	バラベット区間
248	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	0.0 ~	1.6	3100 (0.8)	24.84	26.96	1.20	紀の川下流	旧川跡
247	貴志川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市山崎 ～紀の川市貴志川町丸瀬	0.0 ~	2.0	3100 (1.0)	25.19	27.19	1.20	紀の川下流	旧川跡

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象と する 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
221	貴志川	右岸	堤体漏水	B	紀の川市桃山町調月	0.8 ~ 1.2	735	3100 (1.0)	25.19	27.20	1.20	紀の川下流	
513	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市大字丸柄	1.0 +70 ~ 1.2 +170	264	3100 (1.2)	25.43	27.61	1.20	紀の川下流	R5.6出水
250	貴志川	右岸	工作物	A	紀の川市桃山町調月	1.4 - 163.3	-	3100 (1.4)	25.80	27.83	1.20	紀の川下流	調月樋門
225	貴志川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市桃山町調月	1.6	223	3100 (1.6)	25.95	27.96	1.20	紀の川下流	
514	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	A	紀の川市大字丸柄	1.6 +40 ~ 1.8 +180	359	3100 (1.8)	26.65	28.16	1.20	紀の川下流	噴砂による被災履歴 (R5.6 出水) 過去に被災履歴あり・対策実施中
253	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	2.0	-	3100 (2.0)	27.02	28.53	1.20	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
254	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市貴志川町井ノ口	2.2 ~ 5.4	3,326	3100 (3.8)	29.74	31.56	1.20	紀の川下流	旧川跡
256	貴志川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町前田 ～紀の川市貴志川町国主	2.6 ~ 5.4	2,951	3100 (4.0)	30.16	31.85	1.20	紀の川下流	旧川跡
232	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市貴志川町前田	2.8	204	3100 (2.8)	28.16	29.68	1.20	紀の川下流	
261	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町北	3.6	-	3100 (3.6)	29.30	31.54	1.20	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
512	貴志川	左岸	工作物	B	紀の川市大字北	3.6 + 70	-	3100 (3.6)	29.30	31.46	1.20	紀の川下流	貴志橋
266	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町井ノ口	4.6	-	3100 (4.6)	31.13	33.05	1.20	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
515	貴志川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市貴志川町井ノ口	5.0 +25 ~ 5.0 +35	10	3100 (5.0)	31.60	33.99	1.20	紀の川下流	R5.6出水

2 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所【重点区間】

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象と する 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
121	紀の川	左岸	紀の川市窪	24.0	196	9500 (24.0)	32.67	31.73	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
71	紀の川	右岸	紀の川市窪 ～紀の川市上田井	24.8 ~ 25.2	664	9500 (25.0)	35.52	35.13	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
83	紀の川	右岸	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.0 ~ 27.2 +100 ~ +100	136	9500 (27.2)	36.87	36.75	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
286	紀の川	左岸	紀の川市荒見	29.4	253	9500 (29.4)	44.56	44.57	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
100-1	紀の川	右岸	紀の川市後田	29.6	215	8300 (29.6)	45.76	45.67	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
100-3	紀の川	右岸	紀の川市後田 ～紀の川市名手西野	30.2 ~ 31.0	926	8300 (30.6)	47.67	46.92	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
103-2	紀の川	左岸	紀の川市西脇	30.4 ~ 30.6	399	8300 (30.4)	47.60	46.93	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
103-4	紀の川	左岸	紀の川市北涌	31.4 ~ 31.6	422	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
114	紀の川	右岸	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.2 ~ 32.4 +90	326	8300 (32.4)	49.78	49.55	1.50	紀の川下流	越水(溢水)(A) バラベツト区間

3 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所【工作物】

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地先名	⑦ 距離杭	⑧ 延長	⑨ 対象と する 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9500 (20.8)	26.42	27.90	1.50	紀の川下流	井阪橋
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段	20.8 - 75.0	-	9500 (20.8)	26.42	27.49	1.50	紀の川下流	段樋管
503	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市窪	23.6 + 111.4	-	9500 (23.6)	29.89	32.92	1.50	紀の川下流	竹房橋
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4 - 18.6	-	9500 (27.4)	37.01	39.50	1.50	紀の川下流	立石樋門
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 + 30.0	-	9500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 + 84.0	-	9500 (29.2)	40.16	42.67	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 + 5.0	-	8300 (30.8)	47.71	47.22	1.50	紀の川下流	後田1号樋管
306	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市西脇、 紀の川市北涌	30.8 + 20.0	-	8300 (30.8)	47.71	47.56	1.50	紀の川下流	麻生津橋
307	紀の川	左岸	工作物	B	紀の川市北涌	31.4 + 8.0	-	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	麻生津大橋
250	貴志川	右岸	工作物	A	紀の川市桃山町調月	1.4 - 163.3	-	3100 (1.4)	25.80	27.83	1.20	紀の川下流	調月樋門
512	貴志川	左岸	工作物	B	紀の川市大字北	3.6 + 70.0	-	3100 (3.6)	29.30	31.46	1.20	紀の川下流	貴志橋

4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			延長 (m)	重要度	危険理由	備考	
				市町村名	場所						
					下流	～					上流
那賀 - 1	紀の川	鳥子川	左	紀の川市	J R 和歌山線	～	県道粉河加太線	1,700	A	堤防高	
那賀 - 2	紀の川	鳥子川	右	紀の川市	J R 和歌山線	～	県道粉河加太線	1,700	A	堤防高	
那賀 - 3	紀の川	佐川	左	紀の川市	佐川鳥池橋	～	市道那賀打田線上流100m	3,500	A	堤防断面	
那賀 - 4	紀の川	佐川	右	紀の川市	佐川鳥池橋	～	市道那賀打田線上流100m	3,500	A	堤防断面	
那賀 - 5	紀の川	佐川	左	紀の川市	西川樋門	～	市道打田大和街道1号線	800	B	堤防断面	
那賀 - 6	紀の川	佐川	右	紀の川市	西川樋門	～	市道打田大和街道1号線	800	B	堤防断面	
那賀 - 7	紀の川	海神川	左	紀の川市	市道東国分赤尾線 上流150m	～	県道粉河加太線 上流300m	1,500	B	堤防断面	
那賀 - 8	紀の川	海神川	右	紀の川市	市道東国分赤尾線 上流150m	～	県道粉河加太線 上流300m	1,500	B	堤防断面	
那賀 - 9	紀の川	春日川	左	紀の川市	県道粉河加太線	～	東三谷春日川橋	600	A	堤防高	
那賀 - 10	紀の川	春日川	右	紀の川市	県道粉河加太線	～	東三谷春日川橋	600	A	堤防高	
那賀 - 11	紀の川	春日川	左	紀の川市	市道東国分赤尾線 下流100m	～	七板橋下流50m	1,000	A	堤防高	
那賀 - 12	紀の川	春日川	右	紀の川市	市道東国分赤尾線 下流100m	～	七板橋下流50m	1,000	A	堤防高	
那賀 - 13	紀の川	木積川	左	紀の川市	岩出市界	～	市道淡路街道下流100m	300	B	水衝・洗掘	
那賀 - 14	紀の川	宮川	左	紀の川市	市道東国分赤尾線 上流200m	～	市道淡路街道下流100m	200	B	堤防断面	
那賀 - 15	紀の川	宮川	右	紀の川市	市道東国分赤尾線 上流200m	～	市道淡路街道下流100m	200	B	堤防断面	
那賀 - 16	紀の川	名手川	左	紀の川市	祝橋下流200m	～	橋橋上流100m	3,700	B	水衝・洗掘	
那賀 - 17	紀の川	名手川	右	紀の川市	川原橋	～	橋橋上流100m	1,400	B	水衝・洗掘	
那賀 - 18	紀の川	名手川	左	紀の川市	第二中野井市宮住宅西側	～	旧粉河町界	400	A	堤防高	
那賀 - 19	紀の川	中津川	左	紀の川市	秋葉橋	～	紀の川市社会福祉協議会 粉河支所上流200m	900	B	堤防断面	
那賀 - 20	紀の川	中津川	右	紀の川市	秋葉橋	～	紀の川市社会福祉協議会 粉河支所上流200m	900	B	堤防断面	
那賀 - 21	紀の川	中津川	左	紀の川市	紀の川用水	～	紀の川用水上流300m	400	B	水衝・洗掘	
那賀 - 22	紀の川	中津川	右	紀の川市	紀の川用水	～	紀の川用水上流300m	400	B	水衝・洗掘	
那賀 - 23	紀の川	松井川	左	紀の川市	紀の川合流点	～	県道粉河加太線 下流300m	2,000	B	水衝・洗掘	
那賀 - 24	紀の川	松井川	右	紀の川市	紀の川合流点	～	県道粉河加太線 下流300m	2,000	B	水衝・洗掘	
那賀 - 25	紀の川	中筋川	左	紀の川市	荒見451番地	～	九頭神社下流100m	500	B	堤防断面	

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			重要度	危険理由	備考		
				市町村名	場所					延長 (m)	
					下流	～					上流
那賀 - 26	紀の川	中筋川	右	紀の川市	荒見451番地	～	九頭神社下流100m	500	B	堤防断面	
那賀 - 27	紀の川	真国川	左	紀の川市	まえがわ橋	～	高知橋下流300m	740	A	堤防高	
那賀 - 28	紀の川	真国川	右	紀の川市	まえがわ橋	～	まえがわ橋上流370m	370	A	堤防高	
那賀 - 29	紀の川	真国川	左	紀の川市	下瀬淵376番地先の橋から下流200m	～	同橋から上流100m	300	A	堤防高	
那賀 - 30	紀の川	真国川	左	紀の川市	下瀬淵146番地先上流30mの橋	～	同地先上流260m	230	A	堤防高	
那賀 - 31	紀の川	真国川	右	紀の川市	下瀬淵146番地先上流30mの橋	～	同地先上流250m	220	A	堤防高	
那賀 - 32	紀の川	真国川	左	紀の川市	京石橋	～	京石橋上流490m	490	A	堤防高	
那賀 - 33	紀の川	真国川	左	紀の川市	鞆淵撰果場	～	中瀬淵1577番地西側上流150m	900	A	堤防高	
那賀 - 34	紀の川	真国川	右	紀の川市	鞆淵撰果場	～	鞆淵撰果場上流500m	500	A	堤防高	
那賀 - 35	紀の川	真国川	左	紀の川市	明神橋	～	中瀬淵66番地先	780	A	堤防高	
那賀 - 36	紀の川	真国川	右	紀の川市	明神橋	～	明神橋上流150m	150	A	堤防高	
那賀 - 37	紀の川	本川	右	紀の川市	八幡橋(県道かつらぎ桃山線)	～	八幡橋上流300m	300	B	水衝・洗掘	
那賀 - 38	紀の川	本川	右	紀の川市	中瀬淵424番地先下流850m	～	中瀬淵424番地先	800	B	水衝・洗掘	
那賀 - 39	紀の川	穴伏川	右	紀の川市	紀の川合流点	～	西国橋下流150m	790	B	堤防高	
那賀 - 40	紀の川	重谷川	右	紀の川市	下川橋	～	西国橋下流150m	600	B	水衝・洗掘	
那賀 - 41	紀の川	名手谷川	左	紀の川市	紀の川合流点	～	名手市場847番地4東側	900	A	堤防高	
那賀 - 42	紀の川	名手谷川	右	紀の川市	紀の川合流点	～	名手市場847番地4東側	900	A	堤防高	
那賀 - 43	紀の川	麻生津川	左	紀の川市	紀の川合流点	～	北浦橋	200	A	堤防高	
那賀 - 44	紀の川	麻生津川	右	紀の川市	紀の川合流点	～	麻生津中130番地13先上流200m	700	A	堤防高	
那賀 - 45	紀の川	牛平川	左	紀の川市	紀の川合流点	～	西脇463番地先	700	B	堤防断面	
那賀 - 46	紀の川	牛平川	右	紀の川市	紀の川合流点	～	西脇463番地先	700	B	堤防断面	
那賀 - 47	紀の川	柘榴川	左	紀の川市	最上大橋	～	妙見橋	350	B	法崩れ・すべり	
那賀 - 48	紀の川	野田原川	右	紀の川市	平谷橋下流50m	～	平谷橋	50	A	堤防高	
那賀 - 49	紀の川	野田原川	左	紀の川市	野田原1040番地1南側橋から下流80m	～	同橋から上流20m	100	A	堤防高	
那賀 - 50	紀の川	野田原川	右	紀の川市	小勝組第3資材置場南側の橋	～	同橋上流100m	100	A	堤防高	
那賀 - 51	紀の川	野田原川	左	紀の川市	野田原38番地北側の橋	～	同橋上流50m	50	A	堤防高	
那賀 - 52	紀の川	野田原川	右	紀の川市	旧野田原下消防器具庫下流50m	～	旧野田原下消防器具庫	50	A	堤防高	
那賀 - 53	紀の川	野田原川	左	紀の川市	野田原104番地4南側の橋下流100m	～	野田原104番地4南側の橋	100	A	堤防高	
那賀 - 54	紀の川	野田原川	右	紀の川市	野田原104番地4南側の橋下流100m	～	野田原104番地4南側の橋	100	A	堤防高	
那賀 - 55	紀の川	野田原川	右	紀の川市	貴志川合流点	～	貴志川合流点上流100m	100	要注意	水衝・洗掘	
那賀 - 56	紀の川	野田原川	右	紀の川市	貴志川合流点上流100m	～	貴志川合流点上流270m	170	B	水衝・洗掘	

6-2 水防上影響のある橋梁

資料：和歌山県水防計画書（令和7年度）を基に更新（令和8年1月現在）

河川名	橋梁名	管理者	位置	構造等				橋梁の状態又は 水防上の影響	備考
				形式	幅員m	延長m	径間		
烏子川	烏子川 橋梁	J R 西日本	紀の川市 広野	鉄橋	5.5	3.4	1	桁下高不足による 流下能力不足	J R和歌山線
柘榴川	堂前橋	紀の川市	紀の川市 桃山町神田	PC単純 床板	3.1	19.9	1	河川改修に伴う 架替え	市道神田平尾線
柘榴川	中ノ宮橋	紀の川市	紀の川市 桃山町神田	H. 鋼式	3.0	18.3	2	Ⅲ判定 (実施整備未定)	市道鷹巣尾中の 宮線
柘榴川	御旅橋	紀の川市	紀の川市 桃山町神田	H. 鋼式	2.6	28.3	3	Ⅲ判定 (実施整備未定)	市道神田小林線
柘榴川	大原橋	紀の川市	紀の川市 桃山町大原	H. 鋼式	2.5	20.0	3	桁下高不足による 流下能力不足	農道

6-3 防災重点農業用ため池

資料：和歌山県農業用ため池データベース（令和7年3月末時点）を基に更新（令和8年1月現在）

整理番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)	備考
1	302081001	海神池	北中	13.9	314.0	177,000	
2	302081003	皿池(南中)	南中	3.9	250.0	7,000	
3	302081006	金兵衛池	南中	3.9	93.5	3,000	
4	302081007	天神池(新池)	北大井	2.1	167.0	3,000	
5	302081008	西新池(二ツ池)	北大井	1.9	78.0	3,000	
6	302081010	蓮池	池田新	3.4	122.0	21,000	
7	302081011	東新池(新池)	北大井	3.5	81.0	5,000	
8	302081014	笠の池	南勢田	2.7	32.0	4,000	
9	302081015	松尾池	南勢田	4.6	189.0	39,000	
10	302081016	上ノ池	北勢田	5.9	82.0	40,000	
11	302081022	平池	北勢田	2.8	19.0	1,000	
12	302081027	知谷池	北勢田	6.4	100.0	9,000	
13	302081028	新池	北勢田	5.6	73.0	20,800	
14	302081029	大池	北勢田	11.1	101.0	35,000	
15	302081032	佐川池	重行	9.5	249.0	17,000	
16	302081033	横谷池	重行	5.9	50.0	5,280	
17	302081037	蓮池	重行	3.7	93.0	2,000	
18	302081038	堀池	重行	3.7	55.5	1,000	
19	302081039	西浦池	重行	4.9	62.0	2,000	
20	302081040	南新池	重行	3.8	130.0	4,560	
21	302081043	細池	北中	4.9	90.0	7,700	
22	302081044	小骨池	北中	4.3	53.0	3,000	
23	302081045	宮池	神領	4.1	76.0	4,229	
24	302081048	両屋谷池	神領	6.5	47.0	6,000	
25	302081051	岩室池	池田新	10.2	155.6	44,000	
26	302081054	皿池	池田新	1.3	61.1	900	
27	302081056	深池	池田新	2.4	67.6	1,700	
28	302081059	別所池	東山田	6.0	268.0	6,000	
29	302081060	蓮池	東山田	4.3	26.0	1,000	
30	302081062	新田池	東山田	6.4	56.0	2,000	
31	302081065	池ノ谷池	西山田	8.8	36.0	4,000	
32	302081075	西宝入池	枇杷谷	14.1	221.6	61,000	
33	302081076	東宝入池	枇杷谷	8.3	130.4	26,000	
34	302081084	浅尾池	東三谷	8.9	85.0	76,000	
35	302081085	春日池	東三谷	14.2	139.0	100,000	
36	302081086	新池	東三谷	5.8	139.0	3,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備考
37	302081087	丈之池	中三谷	4.0	104.0	35,000	
38	302081088	弁天池	中三谷	3.5	100.0	5,900	
39	302081092	桜池	西三谷	6.7	88.0	31,000	
40	302081094	内谷池	西三谷	6.9	119.0	21,000	
41	302081096	別所池	西三谷	9.7	113.0	17,000	
42	302081097	西三谷皿池	西三谷	14.7	122.0	99,000	
43	302081098	山戸池	西三谷	4.6	68.5	2,000	
44	302081101	小田ノ池	古和田	4.1	124.0	9,000	
45	302081102	中ノ池	古和田	1.8	30.0	665	
46	302081103	妙見池	古和田	3.9	87.0	7,000	
47	302081104	差熊池	西大井	4.1	187.5	23,000	
48	302081105	森ノ池	南中	4.4	154.0	17,000	
49	302081106	上広野池	赤尾	2.4	367.8	3,000	
50	302081107	下広野池	広野	3.0	208.0	13,000	
51	302081108	上ノ池	赤尾	5.6	194.0	31,877	
52	302081109	森ノ池	赤尾	4.8	373.0	19,583	
53	302081110	湯ノ池	赤尾	1.2	30.0	500	
54	302081112	小木ノ池	赤尾	4.6	109.0	10,260	
55	302081114	荒落池	東大井	2.2	160.0	2,100	
56	302081116	正覚池	東大井	3.9	190.0	17,000	
57	302081118	角田池	東大井	1.6	78.5	600	
58	302081119	小池	東大井	2.7	274.5	12,000	
59	302081120	山沼池	東大井	2.8	31.5	900	
60	302081121	普門寺池	東大井	1.7	61.0	1,547	
61	302081122	上水池	東大井	3.6	245.0	15,000	
62	302081123	中ノ池	東大井	3.0	195.0	2,000	
63	302081125	柏原池	西大井	4.2	198.0	13,000	
64	302081126	蘇鉄池	西大井	3.6	209.0	18,000	
65	302081145	細田池	高野	2.6	19.0	70	
66	302081205	栗盥池	桃山町大原	3.4	35.5	378	
67	302082002	東池	東川原	4.8	26.0	93	
68	302082003	はず池	東川原	1.5	13.3	83	
69	302082006	川原池	東川原	5.6	53.6	2,700	
70	302082007	長四郎池	東川原	4.1	26.8	220	
71	302082013	谷口池	西川原	4.6	22.0	83	
72	302082018	竹寺池	上丹生谷	8.9	25.0	1,600	
73	302082019	木村池	上丹生谷	3.9	31.5	400	
74	302082024	籠池	上丹生谷	6.2	274.2	19,500	
75	302082029	風呂の池	上丹生谷	5.5	43.0	1,300	
76	302082040	稲本池	東川原	3.2	20.3	209	

整理番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)	備考
77	302082041	松浦池	東川原	4.4	27.0	150	
78	302082044	野上大池	野上	6.0	102.1	18,000	
79	302082050	額田小池	野上	3.3	28.5	1,000	
80	302082052	上人池	野上	9.1	69.0	12,000	
81	302082053	馬宿大池	馬宿	5.7	74.0	17,000	
82	302082055	月差池	馬宿	5.6	98.2	16,000	
83	302082059	瓢箪池	馬宿	4.6	49.8	10,000	
84	302082060	尻池	馬宿	4.5	42.0	3,000	
85	302082063	加茂太郎池	馬宿	2.8	72.0	9,310	
86	302082064	末代池	馬宿	6.1	88.0	20,000	
87	302082066	蛭池	馬宿	2.8	46.5	1,000	
88	302082068	大溜池	馬宿	8.6	134.0	109,000	
89	302082077	谷口池	東野	5.1	95.6	7,303	
90	302082080	福塚池	粉河	10.6	73.5	17,000	
91	302082081	新池	粉河	9.5	139.0	52,000	
92	302082087	中後池	東野	7.3	80.0	7,000	
93	302082095	弥谷下池	粉河	5.3	28.5	1,000	
94	302082108	用心池	粉河	6.8	33.0	5,000	
95	302082111	大池	中津川	14.8	117.0	51,000	
96	302082113	吉右門池	中津川	6.7	60.0	2,457	
97	302082116	山池	東毛	6.4	81.0	25,000	
98	302082121	東毛大池	粉河	6.0	55.0	22,000	
99	302082122	深堀池	粉河	7.2	46.7	9,000	
100	302082123	十能池	粉河	4.0	36.0	3,380	
101	302082124	小池	粉河	4.3	34.5	1,000	
102	302082126	川原池	藤井	1.9	41.0	180	
103	302082129	濁り池	藤井	4.3	40.0	900	
104	302082132	新池	藤井	9.8	107.0	8,000	
105	302082134	柳谷池	藤井	7.2	53.5	6,000	
106	302082135	高井谷池	藤井	6.0	103.5	9,000	
107	302082138	滝の池	藤井	4.3	136.0	8,000	
108	302082140	西浦池	藤井	6.7	166.5	22,000	
109	302082147	中泥池	北長田	3.4	55.0	9,000	
110	302082148	下泥池	猪垣	4.6	130.0	11,000	
111	302082149	下打田池	粉河	3.4	39.1	740	
112	302082150	竹の池	北長田	10.3	61.5	12,000	
113	302082151	奥ノ池	北長田	5.8	87.0	6,000	
114	302082156	平池	長田中	4.3	300.0	22,000	
115	302082157	子持池	長田中	3.6	115.0	8,000	
116	302082161	皿池	深田	2.4	212.5	8,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備考
117	302082162	阿弥陀池	長田中	3.3	96.0	2,800	
118	302082165	桜池	北志野	16.8	317.0	385,000	
119	302082168	大池	北志野	5.4	106.5	5,000	
120	302082169	久保目池	北志野	5.7	48.5	4,000	
121	302082170	大回り池 (大廻池)	北志野	4.6	56.0	4,200	
122	302082171	地藏池	南志野	5.4	188.0	16,000	
123	302082172	皿池	南志野	4.1	130.5	6,000	
124	302082178	呂の池	長田中	5.0	76.0	3,100	
125	302082181	垣内池	別所	5.9	57.0	900	
126	302082182	霊仏池	上田井	3.5	49.0	6,000	
127	302082185	新池	上田井	2.3	39.2	2,000	
128	302082186	杉田池	上田井	2.9	90.5	6,000	
129	302082187	野末池	上田井	3.1	191.0	2,200	
130	302082188	尼御前池	上田井	4.1	48.5	9,000	
131	302082189	鳥淵池	上田井	4.6	48.0	3,400	
132	302082190	小池 (庄助池)	上田井	1.8	57.0	170	
133	302082195	明見池	荒見	8.9	29.0	2,100	
134	302082197	備後池	荒見	3.0	8.5	100	
135	302082198	堂山池	荒見	6.8	45.0	3,000	
136	302082199	三ツ池下池	荒見	6.8	43.0	3,000	
137	302082200	三ツ池中池	荒見	10.1	65.6	6,000	
138	302082203	愚中池	荒見	6.4	38.6	4,032	
139	302082204	槇の池	荒見	6.9	36.0	1,000	
140	302082208	下池	荒見	10.7	76.0	3,780	
141	302082209	上池	荒見	11.5	89.0	10,480	
142	302082217	柑本池	杉原	2.9	34.0	300	
143	302083001	垣内池	西野山	8.4	58.1	23,285	
144	302083004	井戸池	西野山	6.5	49.0	7,000	
145	302083005	小池	西野山	1.0	57.0	733	
146	302083013	次郎兵衛池	西野山	2.8	28.0	1,100	
147	302083019	小谷池	西野山	6.1	30.0	2,000	
148	302083020	柳池	江川中	3.9	49.5	1,837	
149	302083026	こも池	江川中	2.3	23.0	340	
150	302083027	たたみ池	江川中	5.6	34.5	2,000	
151	302083028	上池	江川中	3.7	35.0	2,000	
152	302083032	八兵衛池	江川中	3.0	49.0	1,400	
153	302083034	向井池	江川中	4.8	56.0	700	
154	302083035	原池	江川中	1.8	12.0	300	
155	302083037	ほうじゃ池	江川中	3.5	28.5	600	
156	302083038	半像池	江川中	7.5	42.5	5,000	

整理番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)	備考
157	302083040	山田池	切畑	9.9	172.5	94,000	
158	302083041	高池	切畑	5.0	30.0	4,000	
159	302083057	脇谷上池	切畑	7.9	52.0	1,200	
160	302083061	清兵衛池	切畑	4.5	40.0	200	
161	302083069	とろり池	切畑	3.5	42.0	210	
162	302083070	名手下池	名手下	9.4	84.0	16,000	
163	302083087	平野上池	平野	12.2	56.5	9,000	
164	302083090	平野下池	平野	5.5	33.1	2,000	
165	302083096	林ヶ峯新池	平野	4.0	35.5	530	
166	302083100	平野中池	平野	6.2	38.0	1,000	
167	302083103	佃内田池	平野	3.4	33.0	500	
168	302083110	菖蒲池	平野	4.3	21.0	100	
169	302083116	作五郎池	平野	3.1	29.0	240	
170	302083121	うら出池	平野	2.4	21.3	133	
171	302083123	愛宕池	北涌	16.0	71.5	101,000	
172	302083124	上新池	麻生津中	14.5	55.0	32,000	
173	302083125	下新池	麻生津中	13.1	73.0	19,000	
174	302083127	横谷大池	横谷	3.8	39.0	1,320	
175	302083131	志野池	北涌	4.2	28.0	200	
176	302083132	松池	西脇	7.3	43.8	4,502	
177	302083133	林池	横谷	6.5	25.0	1,310	
178	302083141	志野池	西脇	3.5	23.0	180	
179	302083144	宮池	麻生津中	4.0	53.1	640	
180	302083153	片山池	横谷	3.2	22.0	190	
181	302083156	沢池	西脇	5.7	49.0	800	
182	302083167	峠池	赤沼田	5.4	21.0	160	
183	302083169	切畑新池	切畑	3.8	49.7	1,653	
184	302083178	北涌尻玉池	北涌	2.5	23.0	270	
185	302084008	南谷池	桃山町元	6.7	59.0	4,000	
186	302084028	松山池	桃山町神田	6.8	33.0	1,900	
187	302084033	ヤブ池	桃山町神田	6.8	24.5	1,400	
188	302084039	大原池	桃山町大原	7.6	27.5	1,000	
189	302084043	西の池	桃山町最上	7.5	106.0	13,000	
190	302084044	峯池	桃山町最上	7.3	49.2	9,000	
191	302084045	中の池	桃山町最上	11.7	51.0	87,000	
192	302084048	新池	桃山町最上	11.4	63.0	36,000	
193	302084050	赤山池	桃山町最上	8.1	47.5	13,000	
194	302084055	金剛池	桃山町調月	6.5	63.5	1,000	
195	302084058	増田池	桃山町調月	11.5	133.0	47,000	
196	302084062	桜池	桃山町調月	6.6	48.5	6,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備考
197	302084063	松池	桃山町調月	8.9	74.0	8,000	
198	302084064	小池	桃山町調月	5.8	41.3	2,000	
199	302084065	大日寺池	桃山町調月	4.4	21.8	1,000	
200	302084067	上曾池	桃山町調月	6.8	44.0	14,000	
201	302084068	曾池	桃山町調月	10.3	149.5	48,000	
202	302084069	管の谷池	桃山町調月	4.9	42.5	4,057	
203	302084071	金性池	桃山町調月	11.4	51.5	21,000	
204	302084102	山谷池	桃山町野田原	9.9	36.0	6,300	
205	302085003	籠池	貴志川町井ノ口	3.4	61.7	15,000	
206	302085004	髭谷池	貴志川町高尾	8.9	68.0	20,000	
207	302085005	真名池	貴志川町高尾	10.5	83.6	46,000	
208	302085006	濁池	貴志川町高尾	6.2	32.0	5,000	
209	302085007	狩場池	貴志川町高尾	6.7	52.0	3,600	
210	302085009	徳玄池	貴志川町高尾	5.7	70.0	2,000	
211	302085011	大滝池	貴志川町井ノ口	3.9	60.5	13,000	
212	302085012	境谷池	貴志川町井ノ口	4.7	36.7	1,500	
213	302085013	西谷池	貴志川町井ノ口	7.2	80.0	25,000	
214	302085015	藤十郎池	貴志川町岸小野	3.6	26.0	1,520	
215	302085016	菖蒲池	貴志川町岸小野	8.8	40.1	2,000	
216	302085019	細尾池	貴志川町岸小野	3.6	36.0	1,512	
217	302085020	榎ノ志池	貴志川町岸小野	3.7	26.2	600	
218	302085021	蛭池	貴志川町岸小野	1.6	16.0	20	
219	302085022	堂ヶ谷池	貴志川町岸小野	6.4	29.0	5,000	
220	302085024	長池	貴志川町岸小野	7.1	29.0	1,000	
221	302085027	梨谷池	貴志川町北	7.3	43.0	4,800	
222	302085028	蝶ノ花池	貴志川町北	4.9	30.0	3,000	
223	302085029	新池	貴志川町北	11.9	25.0	13,400	
224	302085031	芹池	貴志川町北	5.9	34.0	3,000	
225	302085033	渋ヶ谷池(秋華谷池)	貴志川町北	9.0	50.0	16,000	
226	302085035	松葉谷池	貴志川町北	7.9	46.0	14,000	
227	302085038	菩提池上	貴志川町北	6.4	48.1	4,100	
228	302085039	菩提池下	貴志川町北	8.5	55.0	20,600	
229	302085049	作兵衛池	貴志川町長原	5.3	122.0	23,180	
230	302085051	熊ノ倉池	貴志川町国主	8.6	52.0	13,000	
231	302085052	奥池(国主池)	貴志川町国主	2.9	44.3	1,000	
232	302085056	すりっこ池	貴志川町長原	3.0	33.0	400	
233	302085058	籠池	貴志川町長山	6.0	68.0	2,000	
234	302085060	新池	貴志川町長山	6.0	48.5	7,000	
235	302085062	蓮池	貴志川町長原	2.0	55.0	1,000	
236	302085064	文兵衛池	貴志川町長原	3.5	30.0	4,200	

整理番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)	備考
237	302085066	野田上池	貴志川町長原	4.2	62.0	1,130	
238	302085068	寺池	貴志川町長山	4.1	27.0	2,000	
239	302085069	新見勢池	貴志川町長山	2.0	13.0	100	
240	302085072	奥ノ池	貴志川町長山	3.7	98.0	1,000	
241	302085079	畑返池	貴志川町長山	6.0	47.5	2,000	
242	302085080	蓮池	貴志川町長山	2.1	33.5	200	
243	302085081	芦池	貴志川町長山	4.1	63.0	4,000	
244	302085084	蛭ヶ池	貴志川町長山	4.5	54.3	1,000	
245	302085088	尺谷池	貴志川町長山	7.4	90.7	38,000	
246	302085089	実造池	貴志川町西山	2.4	96.0	400	
247	302085090	瓜畑池	貴志川町西山	2.6	33.0	350	
248	302085091	真名型池	貴志川町西山	4.9	45.0	4,000	
249	302085092	一字池	貴志川町西山	3.2	123.0	3,000	
250	302085100	大山池	貴志川町西山	7.6	51.0	24,420	
251	302085106	車谷池	貴志川町西山	4.6	37.0	9,720	
252	302085107	尻捧池	貴志川町西山	5.0	65.0	1,000	
253	302085108	大池	貴志川町西山	6.8	127.0	16,000	
254	302085115	地獄谷池	貴志川町西山	5.5	46.0	14,350	
255	302085116	菖蒲池	貴志川町西山	3.6	24.0	213	
256	302085117	皿池	貴志川町西山	10.0	50.0	5,000	
257	302085118	真名藪池	貴志川町西山	3.3	50.1	504	
258	302085119	浄水池	貴志川町岸宮	4.9	45.0	3,020	
259	302085120	岸宮新池	貴志川町岸宮	3.5	4.8	20	
260	302085125	御池	貴志川町西山	1.6	20.5	460	
261	302085133	細谷池上(毒池)	貴志川町岸宮	5.1	35.0	700	
262	302085134	細谷池下	貴志川町岸宮	6.9	36.5	1,800	
263	302085135	宮ノ池	貴志川町岸宮	11.4	78.0	7,000	
264	302085136	霧谷池	貴志川町岸宮	12.8	73.0	13,000	
265	302085137	亀池	貴志川町岸宮	10.3	85.0	15,100	
266	302085140	与田池	貴志川町岸宮	5.0	57.0	1,400	
267	302085141	大池	貴志川町岸宮	10.7	77.5	17,000	
268	302085142	土堀池	貴志川町岸宮	4.3	56.0	1,400	
269	302085144	入田池上	貴志川町鳥居	3.6	116.0	7,000	
270	302085145	入田池下	貴志川町鳥居	2.2	96.0	5,000	
271	302085146	薙刃池	貴志川町鳥居	2.1	52.0	1,860	
272	302085152	早田池	貴志川町国主	2.6	40.0	600	
273	302085160	平池	貴志川町神戸	5.6	225.4	238,000	
274	302085161	権田池	貴志川町神戸	4.0	33.8	1,000	
275	302085162	切池	貴志川町神戸	3.5	37.0	3,000	
276	302085163	前田池	貴志川町上野山	6.4	34.6	112,000	

整理 番号	ため池番号	ため池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m ³)	備考
277	302085168	丸山池	貴志川町尼寺	2.9	59.0	600	
278	302085169	稽古庵池	貴志川町尼寺	3.3	62.0	1,200	
279	302085171	白岩池	貴志川町尼寺	8.3	134.5	5,000	
280	302085176	皿池	貴志川町尼寺	10.2	36.0	19,530	
281	302085178	新池	貴志川町尼寺	9.7	128.0	14,000	
282	302085187	滝谷池	貴志川町北山	12.6	146.0	24,000	
283	302085190	奥ノ池 (上)	貴志川町丸栖	8.2	65.0	4,400	
284	302085191	中ノ池	貴志川町北山	8.8	64.8	7,000	
285	302085192	皿池	貴志川町丸栖	1.6	45.0	4,000	
286	302085193	畑池	貴志川町前田	7.8	48.0	3,000	
287	302085194	行者池	貴志川町丸栖	5.8	39.0	1,200	
288	302085195	播磨池	貴志川町丸栖	2.8	32.0	1,000	
289	302085196	奥の池 (下)	貴志川町丸栖	11.3	106.3	18,000	
290	302085197	高畑池	貴志川町北山	8.9	27.0	6,000	
291	302085199	村池	貴志川町尼寺	7.5	81.3	9,000	

6-4 水防倉庫及び水防資機材

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）を基に更新（令和8年1月現在）

番号	河川名	水防倉庫名	位置	袋類 (枚)	むしろ (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (巻)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水防 マット
1	全域	西大井水防倉庫 ※1	西大井 353-8	1,700	0	2	0	5	40	40	0	3	0
2	中津川	粉河体育館	粉河1479	250	0	1	0	0	16	10	0	13	0
3	紀の川	上田井水防倉庫	上田井113	100	0	5	30	0	0	18	0	2	0
4	中津川	石町第一水防倉庫	粉河12-14	50	0	0	50	0	0	0	0	0	0
5	中津川	石町第二水防倉庫	粉河30-2	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	真国川	鞆渕水防倉庫	中鞆渕	300	0	1	0	0	1	10	0	0	0
7	紀の川	那賀支所水防倉庫	名手市場 146-4	550	0	0	70	0	1	5	0	1	0
8	貴志川	調月水防倉庫 ※2	桃山町 調月	700	100	9	178	4	2	0	8	0	0
9	柘榴川	桃山支所	桃山町 元376	2,000	0	5	0	3	3	13	0	8	0
10	貴志川	貴志川支所水防倉庫	貴志川町 前田148	2,000	0	4	0	0	3	12	0	4	0
11	貴志川	丸栖水防倉庫	貴志川町 丸栖346	1,000	0	2	250	0	14	0	0	0	0

※1 西大井水防倉庫の資機材数には、資料12-3 市役所東駐車場防災倉庫の備蓄数を加えている。

※2 調月水防倉庫の資機材数には、資料6-6 宮ノ前排水機場倉庫の備蓄数を加えている。

6-5 水門・樋門・こう門の操作

資料：和歌山県水防計画書（令和7年度）

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準
紀の川	藤崎頭首工	左岸 紀の川市荒見	荒見 土地改良区 理事長	荒見 土地改良区 理事長	藤崎頭首工操作要領による。
紀の川	藤崎頭首工	右岸 紀の川市藤崎	藤崎井 土地改良区 理事長	藤崎井 土地改良区 理事長	藤崎頭首工操作要領による。
紀の川	後田樋門	右岸 紀の川市後田	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	後田第二排水樋 門	左岸 紀の川市後田	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
名手川	藤崎排水樋門	右岸 紀の川市藤崎	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	麻生津排水樋門	左岸 紀の川市西脇	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	後田第二樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	後田2号樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備 局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる 自動開閉
紀の川	後田1号樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備 局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる 自動開閉
紀の川	西野樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備 局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる 自動開閉
紀の川	穴伏樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	穴伏第二樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	穴伏第三樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	名手樋門	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備 局長	和歌山河川国道 事務所長	フラップゲートによる 自動開閉
紀の川	遠方樋門	左岸 紀の川市遠方	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	井田排水樋門	右岸 紀の川市粉河 612	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。
紀の川	荒見排水樋門	左岸 紀の川市荒見	近畿地方整備 局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より 高くなった時閉門する。

紀の川	杉原樋管	左岸 紀の川市杉原 49	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	杉原第一樋門	左岸 紀の川市杉原	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	荒見井水門	左岸 紀の川市荒見	荒見 土地改良区 理事長	荒見 土地改良区 理事長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	井田第二排水樋門	右岸 紀の川市井田	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	竜門樋門	左岸 紀の川市遠方	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
竜門川	中川排水樋門	左岸 紀の川市遠方	紀の川市長	紀の川市長	竜門川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	立石樋門	右岸 紀の川市松井	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	上田井樋門	右岸 紀の川市上田井	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	嶋樋門	右岸 紀の川市嶋	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	西川樋門	右岸 紀の川市窪	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	窪樋管	右岸 紀の川市窪字竹之鼻 620	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	竹房樋門	右岸 紀の川市竹房	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	段排水樋門	左岸 紀の川市桃山町段字北島 367	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	段樋管	左岸 紀の川市桃山町段字下嶋 652	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	前川樋門	左岸 紀の川市桃山町大字段北島	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	調月樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字高島 169 の 2	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	添田樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字後島 326	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	宮前第一樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字宮前 1017	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。

貴志川	宮前第二樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字西 美濃島 1201	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	北島樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字北 島 121-1	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	北島第二樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字北 島 2820	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
紀の川	百合第一樋管	左岸 紀の川市桃山町元字山崎 1 の 7	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉
紀の川	百合第二樋管	左岸 紀の川市桃山町大字新田 字大黒 401 の 1	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉
柘榴川	最上樋門	右岸 紀の川市桃山町最上	紀の川市長	紀の川市長	柘榴川水位が内水位より高くなった時閉門する。
柘榴川	最上第二樋門	右岸 紀の川市桃山町最上	紀の川市長	紀の川市長	浮上式自然開閉ゲートによる自動開閉
柘榴川	妙見樋門	右岸 紀の川市桃山町元	紀の川市長	紀の川市長	柘榴川水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	諸井頭首工	右岸 紀の川市貴志川町井ノ口	貴志川 土地改良区 理事長	貴志川 土地改良区 理事長	諸井頭首工管理規定による。
貴志川	丸栖排水樋門	左岸 紀の川市貴志川町丸栖	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
貴志川	丸栖東排水樋門	左岸 紀の川市貴志川町丸栖	紀の川市長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
丸田川	前田排水樋門	右岸 紀の川市貴志川町前田	紀の川市長	紀の川市長	丸田川の水位が内水位より高くなった時閉門する。
丸田川	北山排水樋門	右岸 紀の川市貴志川町前田	紀の川市長	紀の川市長	丸田川の水位が内水位より高くなった時閉門する。

6-6 ダム・ポンプ場の操作

資料：和歌山県水防計画書（令和7年度）

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準
名手川	藤崎排水機場	右岸 紀の川市藤崎	紀の川市長	紀の川市長	藤崎排水樋門と連絡のもと操作する。
排水路	後田排水機場	右岸 紀の川市後田	紀の川市長	紀の川市長	後田樋門と連絡のもとに操作する。
牛平川	西脇排水機場	右岸 紀の川市西脇	紀の川市長	紀の川市長	麻生津排水樋門と連絡のもとに操作する。
貴志川	後島排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	添田樋門と連絡のもとに操作する。
貴志川	宮ノ前排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	宮前第一、第二樋門と連絡のもとに操作する。
柘榴川	高嶋排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	調月樋門と連絡のもとに操作する。
柘榴川	妙見排水機場	右岸 紀の川市桃山町元	紀の川市長	紀の川市長	妙見樋門と連絡のもとに操作する。
野田原川	山田ダム	紀の川市貴志川町 高尾	山田ダム 土地改良区 理事長	山田ダム 土地改良区 理事長	山田ダム操作規程による。

6-7 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地

令和8年1月現在

	施設名称	所在地	連絡先	備考	避難確保計画	訓練実施
1	きらり	紀の川市粉河 681-4	0736-73-8730	※1	策定済	確認済
2	稲穂会病院	紀の川市粉河 756-3	0736-74-2100	※1	策定済	確認済
3	GrandHome 瑞穂	紀の川市粉河 775-1	0736-74-1000	※1	策定済	確認済
4	風の里	紀の川市粉河 951-1	0736-74-3116	※1	策定済	確認済
5	特別養護老人ホーム (養護老人ホーム) 白水園	紀の川市上田井 1229-1	0736-73-2210	※1	策定済	確認済
6	デイサービスひだまり	紀の川市杉原 39-4	0736-73-6010	※1	策定済	確認済
7	紀の川市立竜門小学校	紀の川市杉原 257-1	0736-73-3138	※1	策定済	確認済
8	さわやか福祉会	紀の川市西脇 176-6	0736-75-2947	※1	策定済	確認済
9	紀の川市立安楽川小学校	紀の川市桃山町市場 2	0736-66-0022	※3	策定済	確認済
10	あらかわ放課後児童クラブ	紀の川市桃山町市場 73-1	0736-66-3234	※3	策定済	確認済
11	紀の川市立荒川中学校	紀の川市桃山町元 249	0736-66-0003	※3	策定済	確認済
12	社会福祉法人こうま会 安楽川保育園	紀の川市桃山町元 386-1	0736-66-0531	※3	策定済	確認済
13	リゾートライフこんにちは	紀の川市桃山町元 764-1	0736-66-0052	※3	策定済	確認済
14	デイサービス花桃	紀の川市桃山町元 969-1	0736-66-1188	※3	策定済	確認済
15	社会福祉法人桃郷 ひまわり園	紀の川市桃山町調月 58-3	0736-66-0995	※3	策定済	確認済
16	らぼとび〜	紀の川市桃山町調月 116-8	0736-79-4410	※3	策定済	確認済
17	ももやま放課後児童クラブ (総合センター桃山会館内)	紀の川市桃山町調月 384	0736-66-3399	※2	策定済	確認済
18	紀の川市立調月小学校	紀の川市桃山町調月 1101	0736-66-0595	※2	策定済	確認済
19	デイサービスひまわり	紀の川市貴志川町神戸 28-1	0736-64-1117	※2	策定済	確認済
20	久保外科	紀の川市貴志川町神戸 212-2	0736-64-5788	※2	策定済	確認済
21	中貴志保育所	紀の川市貴志川町神戸 338	0736-64-2843	※2	策定済	確認済
22	紀の川市立東貴志小学校	紀の川市貴志川町井ノ口 148	0736-64-2027	※2	策定済	確認済
23	ほたるっこ	紀の川市貴志川町井ノ口 148	0736-64-8840	※2	策定済	確認済
24	東貴志保育所	紀の川市貴志川町井ノ口 183	0736-64-5007	※2	策定済	確認済
25	あおば幼稚園	紀の川市貴志川町岸小野 207	0736-64-9514	※2	策定済	確認済
26	貴志川リハビリテーション 病院	紀の川市貴志川町丸栖 1423-3	0736-64-0061	※2	策定済	確認済
27	そらな保育園	紀の川市貴志川町丸栖 1017-13	0736-65-1822	※2	策定済	確認済

※1 紀の川洪水浸水想定区域内に所在

※2 貴志川洪水浸水想定区域内に所在

※3 紀の川、貴志川両河川の洪水浸水想定区域内に所在

6-8 洪水浸水想定区域内の大規模工場申出一覧

令和8年1月現在

施設名称	所在地	連絡先	備考
和歌山ノーキョー食品工業株式会社 桃山工場	紀の川市桃山町調月 980	TEL 66-2881 FAX 66-2292	※2
紀和化学工業株式会社 貴志川工場	紀の川市貴志川町北 196-1	TEL 0736-64-2132 FAX 0736-64-3856	※2

※2 貴志川洪水浸水想定区域内に所在

6-9 水防協力団体の指定

紀の川市水防協力団体指定要領

1. 目的

紀の川市では、市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定する。

2. 水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、紀の川市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（紀の川市長）に「紀の川市水防協力団体指定申請書」（様式11-5）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式11-6）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（紀の川市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると

認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「紀の川市水防協力団体認定書」（様式11-7）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

6-10 水防協力団体活動実施要領

紀の川市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

紀の川市における水防活動は、紀の川市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び紀の川市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり、密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式11-8）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、紀の川市水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

7 消防

7-1 和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した地域を直轄する市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）又は消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出勤中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書58通を作成し、市町村等において各1通を保有するものとする。

平成8年3月1日（当初協定）

この協定の成立を証として、この協定書34通を作成し、市町村等において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月2日（変更協定）

7-2 阪和林野火災消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の消防の相互の応援に関する規定に基づき、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合、和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合及び伊都消防組合（以下「協定市町等」という。）との林野火災に係る消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町等の消防長は、府県境界を接する林野火災の防御のため応援の要請があったときは、業務に重大な支障のない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第3条 応援を受ける（以下「受援」という。）市町における応援隊の指揮は、受援市町の消防長等が応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側において負担する経費

ア 応援隊員の災害補償費

イ 応援隊員の応援出動から帰署までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の小破損の修理費

(2) 受援側において負担する経費

ア 消火に要した薬剤等の実費

イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。）

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

オ 賞じゅつ金（応援側の例による。）

カ 弔慰金

2 前各号以外の経費の負担区分については、その都度応援市町と受援市町が協議の上、決定するものとする。

(疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度当該事項に係る協定市町等が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定の実施要領その他必要な細目については、協定市町等の消防長及び消防団長において別に覚書を作成する。

(その他)

第7条 平成18年4月1日に締結した阪和林野火災消防相互応援協定書は、この協定の締結によって廃止する。

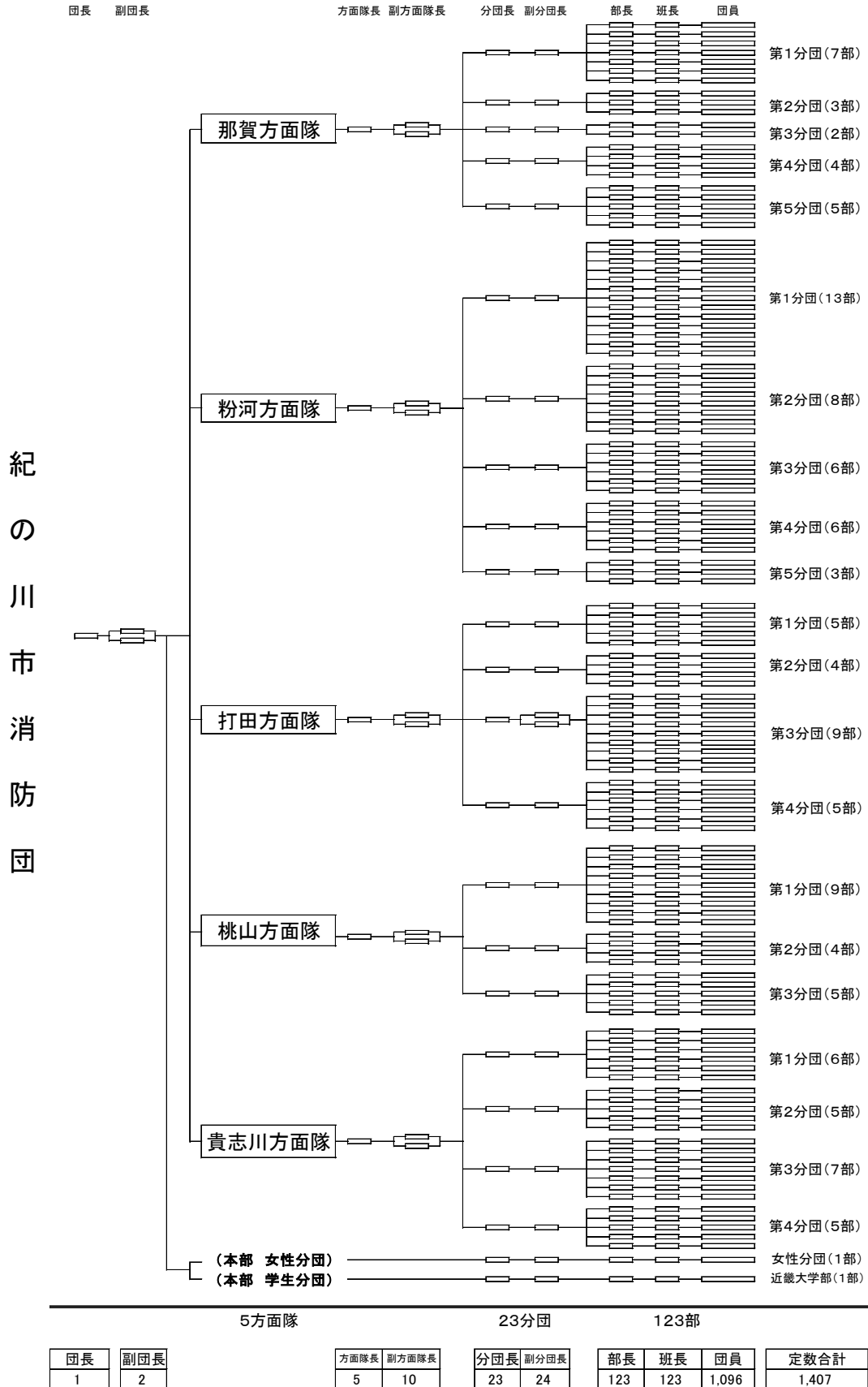
この協定の締結を証するため、本書16通を作成し、協定市町等の長の記名、押印の上、各自1通を保管する。

平成25年4月1日

河内長野市長
和泉市長
岸和田市長
貝塚市長
泉佐野市長
泉南市長
阪南市長
岬町長
泉州南消防組合管理者
和歌山市長
橋本市長
岩出市長
紀の川市長
かつらぎ町長
那賀消防組合管理者
伊都消防組合管理者

7-3 消防団の組織

令和8年1月現在



7-4 消防ポンプ自動車等現有数

令和8年1月現在

	ポンプ自動車B1以上普通消防	ポンプ自動車B1以上水槽付消防	はしご付消防自動車				消防自動車屈折はしご付	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防車		救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ		広報車	空気充填車	資機材搬送車	震災救難車	自動二輪車	水槽車小型動力ポンプ付き	移動無線電話車	防災指揮車	起震車	その他の車両
			18m以下	24m級	30m級	38m以上				泡消火栓	粉末消火型						積載車ポンプ付き	車両に積載していない										
那賀消防組合	4	5				1					7	3		2	1		3				3						1	16
紀の川市消防団	1											7				125	3				1							
内 訳	本部	1										2				4	1				1							
	打田方面隊											1				23												
	粉河方面隊											1				36												
	那賀方面隊											1				21												
	桃山方面隊											1				18												
貴志川方面隊											1				23													

※ 紀の川市消防団本部「積載車ポンプ付」のうち1台、は総務省 消防庁から無償で貸与されている「救助資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車」

7-5 消防水利の現況

令和8年1月現在

種別 地域名称	計 A+B+C	消火栓 A	防 火 水 槽 B				井 戸 C	その他
			100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満		
打 田	758	609	3	5	114	27	0	358
粉 河	690	499	4	9	105	73	0	130
那 賀	590	480	6	2	70	32	0	45
桃 山	530	437	2	5	74	12	0	63
貴 志 川	638	440	0	6	158	34	0	205
紀 の 川 市	3,206	2,465	15	27	521	178	0	801

※ 「消火栓 A」についてはφ50mm 配管以上の消火栓

8 医療救護

8-1 和歌山県災害拠点病院・災害支援病院

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）を基に更新（令和8年1月現在）

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
総合	和歌山	【災害拠点病院】 和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市 紀三井寺811-1	糖内、分内、代内、消内、呼内、腫内、循内、腎内（透）、血内、脳内、リウ、小、神経、心外・呼外・乳外、消外・小外、脳外、整形外、泌、産・婦、眼、耳頸、皮、歯外、放、リハ、救急、麻、病診	TEL 073-447-2300 FAX 073-441-0713
総合	和歌山	【災害拠点病院】 日本赤十字社 和歌山医療 センター	和歌山市 小松原通 4丁目20	循内、消内、糖内分内、血内、乳外、小外、眼、耳、産婦、小、泌、腎内、皮、整形、歯外、放治、放診、脳外、麻、呼内、心外、リハ、脳内、精、形外、呼外、心内、リウ、漢内、感内、病診、緩内、腫内、救急・集中治、消外	TEL 073-422-4171 FAX 073-426-1168
地域	那賀	【災害拠点病院】 公立那賀病院	紀の川市 打田1282	内、循内、呼内、外、乳外・呼外、脳外、整形、リハ、小、産婦、泌、眼、耳、皮、麻、放、リウ、脳内、臨腫、腎内、救急、血内	TEL 0736-77-2019 FAX 0736-77-4659
地域	那賀	【災害支援病院】 貴志川リハビリ テーション病院	紀の川市 貴志川町丸栖 1423-3	内、整形、外、脳外、リハ、放、麻、救急、循内	TEL 0736-64-0061 FAX 0736-64-0063

災害拠点病院：災害時の医療救護活動の中核施設として、重篤患者に対する救急医療の提供や医療救護チームの派遣及び応急用医療資器材の貸し出し等を行う医療機関

災害支援病院：災害拠点病院の機能を補完する医療機関

区分における「総合」は総合災害医療センター、「地域」は地域災害拠点病院である。

8-2 医師会

資料：各医師会ホームページ（令和8年1月現在）

医 師 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
一 般 社 団 法 人 和 歌 山 県 医 師 会	〒640-8514 和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館内	TEL 073-424-5101(代) FAX 073-436-0530
一 般 社 団 法 人 那 賀 医 師 会	〒649-6405 紀の川市東大井366番地2	TEL 0736-77-3151 FAX 0736-77-5334

8-3 和歌山県救急告示医療機関（岩出保健所管内）

資料：各医療機関ホームページ（令和8年1月現在）

医 療 機 関	住 所	電 話 番 号	病 床 数
公立那賀病院	紀の川市打田1282	0736-77-2019	304
貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	0736-64-0061	168
名手病院	紀の川市名手市場294-1	0736-75-5252	104
富田病院	岩出市紀泉台2	0736-62-1522	158
稲穂会病院	紀の川市粉河756-3	0736-74-2100	66

8-4 和歌山県薬剤師会

資料：和歌山県薬剤師会ホームページ（令和8年1月現在）

薬 剤 師 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
一 般 社 団 法 人 和 歌 山 県 薬 剤 師 会	〒640-8249 和歌山市雑賀屋町19	TEL 073-422-4748 FAX 073-428-1143

8-5 和歌山県看護協会

資料：和歌山県看護協会ホームページ（令和8年1月現在）

協 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
公 益 社 団 法 人 和 歌 山 県 看 護 協 会	〒642-0017 海南市南赤坂17	TEL 073-483-1005 FAX 073-483-1266

8-6 災害時の医療救護活動に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人那賀医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、可能な限り医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 甲は、医療救護班の派遣依頼が円滑に実施できるよう、連絡調整等の必要な措置を取るものとする。

4 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、医療救護班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第3条 医療救護活動の指揮は乙が指定する者が行う。

2 医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、乙が指定する者を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- （3）医療機関への転送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）その他医療救護活動に関する必要な措置

（医療救護班の輸送）

第5条 医療救護班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ直行するものとする。

2 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品、医療資機材等については、当該医療救護班が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を取るものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（実費弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。
- (2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第9条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第10条 災害救助法（昭和22年法第118号）による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

(その他)

第15条 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

2 本協定の締結をもって、紀の川市及び岩出市と一般社団法人那賀医師会による「災害時の医療救護活動に関する協定書」（平成24年10月10日）及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」（平成24年10月10日）は廃止する。

令和7年4月22日

甲 紀の川市長
岩出市長

乙 一般社団法人那賀医師会

8-7 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と那賀歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の口腔歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う口腔歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（口腔歯科医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、口腔歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）口腔歯科医療救護組織の編成（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他職種別構成、地域別編成）

（2）口腔歯科医療救護組織の活動計画

（3）歯科関係機関との通信連絡計画

（4）口腔歯科医薬品等の備蓄

（5）口腔歯科その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等で編成する医療救護班（以下「口腔歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、口腔歯科医療救護計画に基づき直ちに、口腔歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間がない場合には、乙は、医療救護班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 口腔歯科医療救護活動の指揮は乙が指定する者が行う。

2 口腔歯科医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、乙が指定する者を通じて行う。

（口腔歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する口腔歯科医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する口腔歯科医療救護所等において、口腔歯科医療救護活動を行うものとする。

2 口腔歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）顎顔面口腔領域を主とした傷病者の重傷度の判定（トリアージ）

（2）顎顔面口腔領域を主とした傷病者に対する応急処置及び必要な医療

（3）医療機関への転送の要否及び順位の決定

（4）死体の口腔歯科的身元確認と口腔歯科領域の損傷の検案

（5）その他口腔歯科医療救護活動に関する必要な措置

(口腔歯科医療救護班の輸送)

第6条 口腔歯科医療救護班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ直行するものとする。

2 甲は、口腔歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、口腔歯科医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する口腔歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第8条 口腔歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 口腔歯科医療救護班の編成、派遣に要する費用

(2) 口腔歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 口腔歯科医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。

(2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 口腔歯科医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法(昭和22年法第118号)による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成25年2月22日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満

了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月22日

甲 紀の川市長
岩出市長

乙 那賀歯科医師会

8-8 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と那賀薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動及び医薬品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師班救護組織の編成（地域別編成）
- (2) 薬剤師班救護組織の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品・防疫薬品等の調達等
- (6) その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救急計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 甲は、前項の派遣要請内容を変更する必要があるときは、乙に薬剤師班の派遣変更を要請することができるものとする。

4 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、薬剤師班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 医療救護活動における薬剤師班の指揮は乙が指定する者が行う。

2 医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、派遣要請のときに甲が指定する者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、避難所又は災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品集積場所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び薬剤交付並びに服薬指導
- (2) 医療救護班への薬剤服用に関する助言
- (3) 医薬品及び防疫薬品並びに衛生材料等の仕分け及び管理

- (4) 避難所の衛生指導
- (5) その他医療救護活動に関する必要な措置
(薬剤師班の輸送)

第6条 薬剤師班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ輸送するものとする。

- 2 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

- 2 甲から医薬品等の供給要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する費用
- (2) 派遣された薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

- 2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に規定する費用は、和歌山県地方防災計画の例によるものとする。
- (2) 前項第2号に規定する費用は、薬価基準に記載されている医療用医薬品については薬価基準、特定保険医療材料及び酸素については材料価格、その他の医療用医薬材料等については、使用に係る実費とする。
- (3) 前項第3号に規定する補償は、災害時救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法（昭和22年法第118号）による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成24年11月8日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月8日

甲 紀の川市長
岩出市長

乙 那賀薬剤師会

9 輸送・交通

9-1 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以

下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

9-2 災害時におけるヘリコプター発着予定地

令和8年1月現在

番号	地域	名称	所在地		施設管理者		発着場面積 東西 m 南北 m	備考
			住所(字)	電話番号	氏名	電話番号		
1	打田	打田中学校	東大井345	0736-77-2533	市教育委員会	0736-77-2511	100×95	北に校舎体育館、西に体育館
2	打田	打田若もの広場	花野604	0736-77-4051	市教育委員会	0736-77-2511	120×80	南に電線、南に紀の川
3	打田	池田小学校	南中326-1	0736-77-3053	市教育委員会	0736-77-2511	120×80、 120×80	北に校舎
4	打田	田中小学校	打田1491	0736-77-2004	市教育委員会	0736-77-2511	100×60	北西に校舎
5	打田	紀の川市役所本庁舎東 駐車場 【場外離着陸場基準外 のため緊急時のみ】	東大井368-1		市長	0736-77-2511	25×52	駐車場から市道を挟んで西に市役所
6	粉河	粉河小学校	粉河1558-1	0736-73-2251	市教育委員会	0736-77-2511	90×90	北及び東に校舎
7	粉河	粉河中部運動場	粉河1479		市教育委員会	0736-77-2511	120×100	南に校舎、東に体育館
8	粉河	粉河高等学校	粉河4632	0736-73-3411	学校長	0736-73-3411	150×120	北に校舎
9	粉河	鞆瀬小・中学校グラウンド	中鞆瀬251-2	0736-79-0006	市教育委員会	0736-77-2511	80×80	南に山
10	粉河	粉河運動場	粉河地先 紀の川河川敷		市長	0736-77-2511	140×100	
11	粉河	粉河西部運動場	北志野560		市教育委員会	0736-77-2511	80×70	
12	粉河	ハイランドパーク粉河 ヘリポート	中津川地内		鎌垣財産区管理者 紀の川市長	0736-77-2511	25×25	北に山
13	那賀	名手小学校	名手西野335	0736-75-2054	市教育委員会	0736-77-2511	117×66	北方100mに高压線
14	那賀	那賀中学校	名手市場981	0736-75-2078	市教育委員会	0736-77-2511	80×60	東方1kmに高压線
15	那賀	麻生津小学校	麻生津中10-2	0736-75-2320	市教育委員会	0736-77-2511	50×84	北に校舎、南西に木
16	那賀	上名手小学校	江川中988-4	0736-75-3065	市教育委員会	0736-77-2511	52×83	北に校舎
17	那賀	那賀若もの広場	名手西野地先 紀の川河川敷		市教育委員会	0736-77-2511	110×70	
18	桃山	調月小学校	桃山町調月1101	0736-66-0595	市教育委員会	0736-77-2511	75×36	南に校舎
19	桃山	細野溪流キャンプ場	桃山町垣内258-1	0736-67-0070	市長	0736-77-2511	60×47	
20	桃山	介護予防拠点施設 (蛍の里)	桃山町野田原639	0736-67-0906	市長	0736-77-2511	60×60	北東に校舎、西に山
21	桃山	桃源郷運動公園	桃山町最上1147-11	0736-66-3828	市長	0736-77-2511	75×106	
22	貴志川	貴志川中学校	貴志川町上野山232	0736-64-2521	市教育委員会	0736-77-2511	80×100	北、西、東に校舎
23	貴志川	長山ふれあい公園多目的広場	貴志川町長山277-735		市教育委員会	0736-77-2511	120×120	西に山
24	貴志川	丸栖小学校	貴志川町丸栖206	0736-64-3004	市教育委員会	0736-77-2511	50×70	北、西、東に校舎
25	貴志川	西貴志小学校	貴志川町長原167	0736-64-2024	市教育委員会	0736-77-2511	45×60	北に校舎
26	貴志川	中貴志小学校	貴志川町上野山55	0736-64-2106	市教育委員会	0736-77-2511	55×55	北、西に校舎、西に体育館
27	貴志川	東貴志小学校	貴志川町井ノ口148	0736-64-2027	市教育委員会	0736-77-2511	70×80	西に校舎
28	貴志川	貴志川高等学校	貴志川町長原400	0736-64-2500	学校長	0736-64-2500	95×100	南に校舎
29	貴志川	貴志川スポーツ公園 ソフトボール場	貴志川町井ノ口 1411-10	0736-64-5344	市教育委員会	0736-77-2511	180×188	

9-3 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

令和8年1月現在

番号	地域	名称	所在地		施設管理者		東西×南北 (m)	備考
			住所	氏名	電話番号			
1	打田	打田グラウンド	花野地先 紀の川河川敷	市教育委員会	0736-77-2511	120×80		
2	粉河	粉河運動場	粉河地先 紀の川河川敷	市教育委員会	0736-77-2511	140×100		
3	那賀	那賀若もの広場	名手西野地先 紀の川河川敷	市教育委員会	0736-77-2511	100×70		

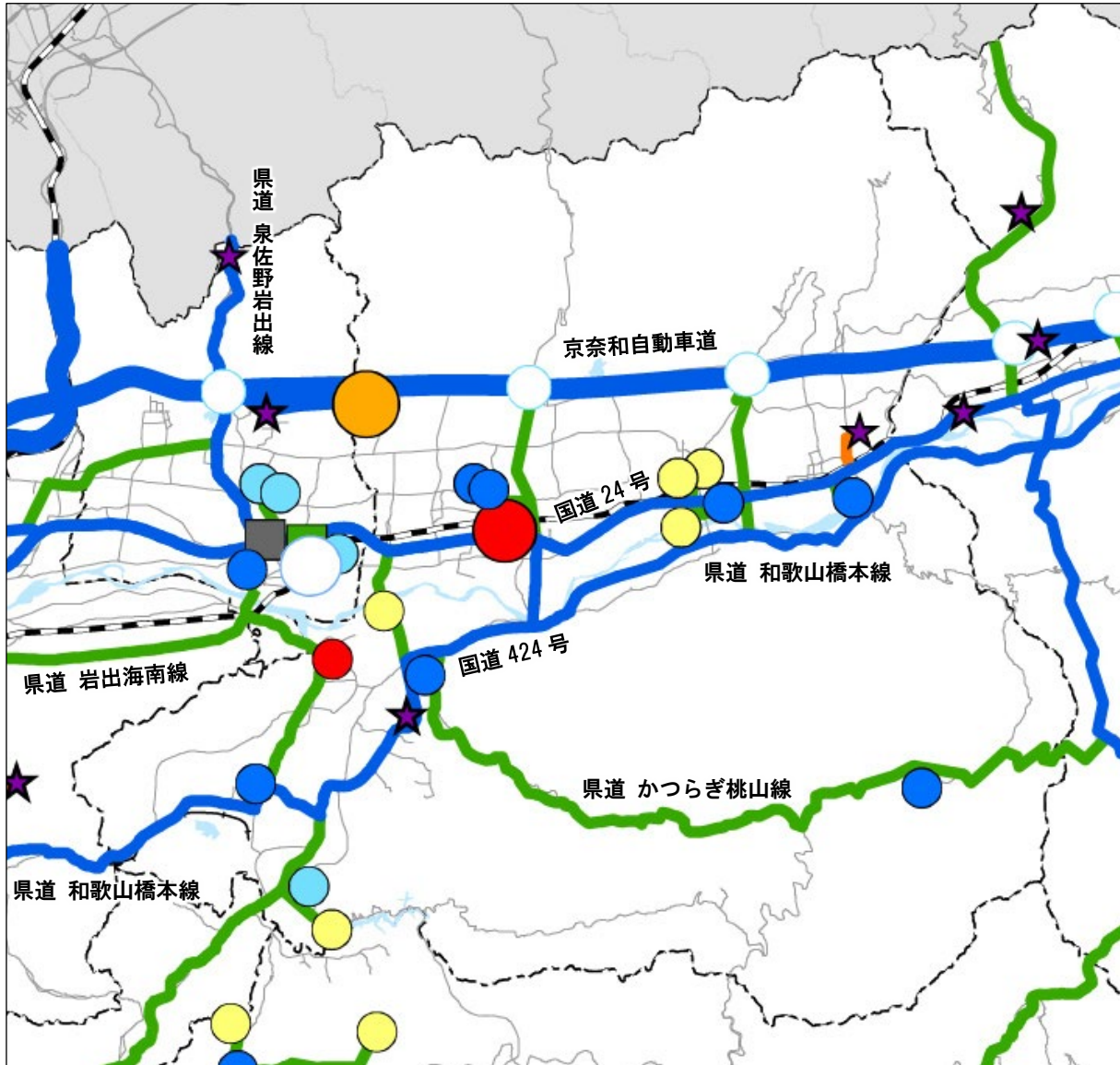
9-4 主要避難路

令和8年1月現在

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	備考
1	国道24号	下井坂	穴伏	10.9	
2	国道424号	井ノ口	打田	10.6	
3	国道480号	名手上	穴伏	4.1	
4	県道粉河加太線	粉河	西三谷	7.9	
5	県道和歌山打田線	西井坂	黒土	4.0	
6	県道泉佐野打田線	神通	打田	9.0	
7	県道西川原粉河線	西川原	粉河	6.3	
8	県道西川原名手市場線	東川原	名手市場	4.7	
9	県道中尾名手市場線	平野	名手市場	7.4	
10	県道粉河寺線	粉河	深田	1.8	
11	県道荒見粉河線	荒見	粉河	0.9	
12	県道上鞆渕那賀線	赤沼田	名手市場	7.2	
13	県道かつらぎ桃山線	上鞆渕	元	18.4	
14	県道高野口野上線	上鞆渕	垣内	9.7	
15	県道垣内貴志川線	垣内	井ノ口	13.8	
16	県道岩出野上線	船戸	井ノ口	5.3	
17	県道和歌山橋本線	長山	北涌	16.7	
18	市道東大井四日市線	西大井	池田新	1.1	
19	市道東国分赤尾線	東国分	赤尾	4.1	
20	市道長田中打田線	深田	上田井	1.0	
21	市道北志野嶋線	北志野	嶋	1.7	
22	市道竜門中央線	荒見	遠方	3.5	
23	市道稲葉高島線	調月	調月	2.0	
24	市道竹房橋五百谷線	竹房	竹房	4.5	
25	市道丸131号線	北山	丸栖	1.9	
26	市道中2号線	前田	長原	1.3	
27	市道荒見会館線	荒見	荒見	1.0	

9-5 緊急輸送道路

資料：和歌山県緊急輸送道路ネットワーク図（令和7年3月31日時点）



区分	既供用
第1次緊急輸送道路	
第2次緊急輸送道路	
第3次緊急輸送道路	

1次拠点
和歌山県総合庁舎（振興局）
災害医療拠点（災害拠点病院）
広域防災拠点
2次拠点
地方生活圏中心都市以外の市町村の役所・役場
ヘリポート
災害医療拠点（地域拠点病院等）
警察署
消防署
3次拠点
備蓄基地（災害救助物資保管場所）
道路空間を利用した防災拠点

9-6 異常気象時における道路通行規制基準

資料：和歌山県地域防災計画（令和6年度）を基に更新（令和8年1月現在）

1 一般国道（国管理）

路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件（通行止）		危険 内 容	備考
	所在地	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所		
京奈和 自動車道	五条西IC ～和歌山JCT	41.8		連続雨量 210mm	・テレメーター橋本 (橋本山市脇) ・雄の山気象観測局 (和歌山市湯屋谷)	落石 土砂崩落	
				組合せ雨量 (連続) 160mm (時間) 45mm			

2 主要地方道（県管理）

路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件（通行止）		危険 内 容	備考	
	所在地	延長 (km)		気象等基準値				気象等観測所
				連続雨量	時間雨量			
かつらぎ 桃山線	下鞆淵～神田	9.0	1,595	120mm	30mm	・岩出市岩出(砂) ・紀の川市中鞆淵(砂) ・紀の川市桃山町桃山(砂)	落石 土砂崩落	
泉佐野 打田線	神通～重行	4.5	3,787	120mm	30mm	・葛城山(気) ・紀の川市中津川(砂)	落石 土砂崩落	

3 一般県道

路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件（通行止）		危険 内 容	備考	
	所在地	延長 (km)		気象等基準値				気象等観測所
				連続雨量	時間雨量			
垣内 貴志川線	桃山町中畑～ 貴志川町井ノ口	13.2	372	120mm	30mm	・紀の川市貴志川町 貴志川(砂) ・紀の川市中鞆淵(砂) ・紀の川市貴志川町 山田ダム(砂)	落石 土砂崩落	

10 災害時協定等

10-1 協定等の一覧

令和8年1月現在

1 民間事業者等との防災協定（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害救援物資 調達	1	紀ノ川農業協同組合	H19. 5. 7	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:0736-75-5036
	2	有限会社 スーパーネゴロ打田店	H19. 5. 7	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:0736-78-2626
	3	NPO法人 コメリ災害対策センター	H19. 6. 11	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:025-371-4185
	4	レンゴー株式会社	H25. 5. 9	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:0736-66-2811
	5	株式会社ココカラファイン ヘルスケア	H26. 1. 17	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:06-6267-0595
	6	大塚製薬株式会社 大阪支店	H28. 4. 1	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:073-481-1908 F:073-426-3678
	7	和歌山ノーキョー食品工業 株式会社	H29. 8. 22	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:0736-66-2881
	8	株式会社ジュンテンドー	R1. 6. 1	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:082-890-1232
	9	株式会社スズケン 紀北支店	R2. 12. 1	健康推進 課	災害時における医療材料 等の供給に関する協定	T:073-475-1250
	10	和歌山王子コンテナ株式会社	R2. 12. 10	危機管理 消防課	災害救助物資の調達に 関する協定	T:0736-66-1111
	11	株式会社アクティオ 関西支店	R4. 9. 3	危機管理 消防課	災害時における物資・資 機材等の供給に関する協 定	T:073-462-1411
	12	株式会社スズケン 和歌山営業部 和歌山支店	R6. 11. 1	健康推進 課	災害時における医療材料 等の供給に関する協定	T:073-475-1112
	13	株式会社 ビオ・マーケット 和歌山センター	R6. 6. 28	危機管理 消防課	災害時における物資・資 機材等の供給に関する協 定	T:06-6866-1583
	14	アイコム 株式会社	R6. 7. 22	危機管理 消防課	災害時における物資・資 機材等の供給に関する協 定	T:06-6777-1369
	15	株式会社 富士薬品	R6. 7. 26	企画経営 課	災害時に避難所に救急 キットを配置（医薬品の 使用は無償）	T:03-6811-7831
	16	コーナン商事株式会社	R7. 7. 31	危機管理 消防課	災害時における物資の供 給に関する協定	T:06-6397-1622 F:06-6397-1647

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害救援物資調達・集積場所提供	17	和歌山県農業協同組合	H27. 3. 5	危機管理 消防課	防災関係の協働事業に関する協定	T:0736-78-3715
ボランティアセンター設置場所提供	18	和歌山県農業協同組合	R3. 4. 1	社会福祉課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-77-7801
	19	パナソニックエナジー株式会社 和歌山工場	R6. 11. 1	社会福祉課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-77-7211
	20	バンドー化学株式会社 和歌山工場	R3. 4. 1	社会福祉課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-66-0999
	21	紀の川市社会福祉協議会	R3. 4. 1	社会福祉課	災害時におけるボランティアセンター設置場所に関する協定	T:0736-66-1200
応急対策用地提供	22	バンドー化学株式会社 和歌山工場	R3. 4. 1	危機管理 消防課	災害時における応急対策用地使用に関する協定	T:0736-66-0999
水道施設の応急復旧の応援	23	紀の川市管工事協同組合	H18. 3. 24	上下水道 経営課	災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定	T:0736-78-2101
電気・通信の災害復旧活動のための用地使用	24	関西電力送配電株式会社 和歌山本部	H27. 12. 15	危機管理 消防課	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	T:073-463-0633 F:073-463-0608
災害対策業務の支援	25	紀の川市建設業協会	H22. 4. 1	危機管理 消防課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	T:0736-64-5733 T:0736-64-9682 F:0736-64-9682
	26	社団法人 和歌山県自動車整備 振興会那賀支部	H22. 12. 21	危機管理 消防課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	T:0736-62-4402
石油類燃料の供給	27	和歌山県石油商業組合 那賀支部	H24. 12. 28	危機管理 消防課	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	T:0736-73-2631
LP ガス等の供給	28	和歌山県LPガス協会 那賀支部	H26. 4. 24	危機管理 消防課	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	T:0736-62-7820
地図製品等の提供等	29	株式会社ゼンリン	H26. 9. 1	危機管理 消防課	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	T:073-473-2891
特設公衆電話の設置・利用	30	NTT 西日本株式会社	H26. 4. 1	危機管理 消防課	特設公衆電話の設置利用に関する覚書	T:073-421-9180 F:073-433-2391
消防用水等の搬送	31	紀北生コンクリート協同組合	H28. 4. 1	危機管理 消防課	災害時における消防用水等の搬送に関する協定	T:0736-77-3005
災害に関する情報収集・伝達	32	株式会社ジェイコムウエスト・ 株式会社ジュピターテレコム 関西メディアセンター	H30. 3. 1	危機管理 消防課	災害時等における緊急放送に関する協定	T:073-481-3500
	33	LINE ヤフー株式会社	R1. 7. 29	危機管理 消防課	災害に係る情報発信等に関する協定	T:03-6898-6763 T:03-6898-3912 T:03-6898-6084 T:03-6898-7102
無人航空機による災害応急活動	34	株式会社未来図	H30. 6. 15	危機管理 消防課	無人航空機による災害応急活動に関する協定	T:073-445-2410

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害時における救護物品や食料物資等の運搬	35	ライフフィット	R3. 2. 2	高齢介護課	紀の川市と株式会社ライフフィットとの包括連携に関する協定	T:0736-67-8444
災害時における支援物資の受入及び配送	36	佐川急便株式会社	R4. 5. 30	危機管理消防課	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	T:0570-01-0179
物資拠点から各避難所までの配送支援	37	わかやま市民生活協同組合	R7. 1. 22	企画経営課	紀の川市とわかやま市民生活協同組合による包括連携協定	T : 073-474-8770
災害時における炊き出し	38	株式会社信濃路	R4. 5. 30	危機管理消防課	災害時における炊き出し等の協力に関する協定	T:073-471-1088
災害発生時における段ボール製品の調達	39	オカジ紙業株式会社	R4. 8. 1	危機管理消防課	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	T:073-428-4111
災害対策基本法に定める災害が発生した場合及び防災訓練時の防災資機材等の提供	40	株式会社ジーアイビー	R4. 9. 1	危機管理消防課	災害時等における防災資機材の提供に関する協定	T:052-201-3200
災害時における災害廃棄物等処理支援に関する協定	41	大栄環境株式会社	R2. 2. 10	廃棄物対策課	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	T:078-857-4649
	42	株式会社大瀧商店	R4. 7. 8	廃棄物対策課	災害廃棄物等の処理に関する協定書	T:0736-77-7449
	43	赤井工業株式会社	R5. 4. 12	廃棄物対策課	災害廃棄物等の処理に関する協定書	T:0736-62-5800 F:0736-62-5801
防災訓練への協力	44	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、トヨタカローラ和歌山株式会社	R6. 10. 24	企画経営課	紀の川市、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及びトヨタカローラ和歌山株式会社との包括連携協定	あいおい T:050-3462-5172 トヨタカローラ T:073-444-3131
地域防災力の向上	45	ソフトバンク株式会社	R7. 3. 18	企画経営課	包括連携協定書	T:080-3240-4356

2 団体等との防災協定（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害に関する情報収集・伝達	1	紀の川市サイクリングクラブ	H20. 5. 1	危機管理 消防課	災害時における応急活動の協力に関する協定	T:0736-77-3377
	2	社団法人 日本アマチュア無線連盟和歌山県支部	H20. 6. 10	危機管理 消防課	災害時における応急活動の協力に関する協定	K:090-8168-5035
	3	一般社団法人 和歌山県猟友会紀の川・岩出支部	R4. 3. 7	危機管理 消防課	災害等における応急活動の協力に関する協定	K:090-7356-5553
一般廃棄物の収集運搬	4	一般社団法人 和歌山県清掃連合会岩出支部	H26. 6. 1	環境衛生課	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定	T:0736-61-2727
	5	一般社団法人 和歌山県清掃連合会				T:073-431-6383
災害救援物資調達	6	公益社団法人 和歌山県トラック協会	H26. 6. 18	危機管理 消防課	災害時における応急活動の協力に関する協定	T:073-422-6771
住家の被害認定	7	日本建築家協会	H27. 1. 30	社会福祉課	災害時における住家の被害認定に関する協定	T:0736-79-7477
	8	和歌山県建築士事務所協会				T:073-432-6539
	9	和歌山県建築士会				T:073-423-2562
	10	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	H28. 1. 22			T:073-402-2435
郵便業務等の協力	11	紀の川市内郵便局	H27. 7. 7	危機管理 消防課	災害発生時における紀の川市と紀の川市内郵便局の協力に関する協定	—
避難所運営の応援	12	紀の川会 (紀の川市職員退職者会)	H30. 6. 12	危機管理 消防課	避難所運営の応援に関する協定	—
ボランティア活動に関する協力	13	紀の川市社会福祉協議会	R2. 8. 19	社会福祉課	災害時におけるボランティア活動に関する協定	T:0736-66-1211
法律相談	14	和歌山弁護士会	R2. 9. 8	市民課	災害発生時における法律相談業務等に関する協定	①どばし・おぎき 総合法律事務所 T:073-488-6926 F:073-488-6927 ②法テラス和歌山 法律事務所 T:050-3383-5458 F:073-425-9205 ③九鬼法律事務所 T:073-499-8440 F:073-499-8441
相談業務	15	和歌山県司法書士会	R4. 7. 7	市民課	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	T:0736-73-4793
和歌山県と締結した協定に基づく災害廃棄物の処理等の実施	16	一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会	H29. 3. 14	廃棄物 対策課	覚書（大規模災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定）	T:073-435-5600

3 岩出市と3者での協定（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
医療救護活動	1	一般社団法人 那賀医師会	H24. 10. 10	健康推進 課	災害時の医療救護活動に 関する協定書	T:0736-77-3151
医療救護活動 及び医薬品等 の供給	2	一般社団法人 那賀薬剤師会	H24. 11. 8	健康推進 課	災害時の医療救護活動及 び医薬品等の供給に関す る協定書	T:0736-78-2688
口腔歯科医療 歯科活動	3	那賀歯科医師会	H25. 2. 22	健康推進 課	災害時の口腔歯科医療歯 科活動に関する協定書(口 腔歯科医療救護活動)	T:0736-64-7234

4 避難所施設との協定（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
避難所等施設 利用	1	和歌山県立粉河高等学校	H24. 9. 7	危機管理 消防課	災害時における避難所等 施設利用に関する協定書	T:0736-73-3411
	2	和歌山県立貴志川高等学校	H24. 9. 7	危機管理 消防課	災害時における避難所等 施設利用に関する協定書	T:0736-64-2500
	3	和歌山県立高等看護学院	H24. 9. 10	危機管理 消防課	災害時における避難所等 施設利用に関する協定書	T:0736-75-6280
	4	和歌山県農業試験場	H24. 9. 10	危機管理 消防課	災害時における避難所等 施設利用に関する協定書	T:0736-64-2300
	5	株式会社ポタジェ	H30. 2. 15	危機管理 消防課	災害時における避難所等 施設利用に関する協定書	T:0736-66-4858
一時避難場所 として施設利 用	6	和歌山県農業協同組合（西 部流通センター・農産物流 通センター・東部流通セン ター・野田原集荷場）	R6. 1. 9	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	東T:0736-75-2564 西T:0736-78-2525 農T:0736-73-7200 野T:0736-77-7801
	7	和歌山ノーキョー食品工業 株式会社	H29. 8. 22	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-66-2881
	8	株式会社ダイナム	R5. 12. 12	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	K:070-2480-0405
	9	ルートインジャパン株式会 社	R6. 2. 15	危機管理 消防課	災害時における宿泊施設 利用に係る協定	K:070-2241-3100
	10	株式会社共栄テクシード	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-66-2703
	11	株式会社コテック	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-77-0771
	12	株式会社ジーエスフード	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-66-2551
	13	株式会社デュプロ	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-75-5333
	14	中部抵抗器株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-78-3310
	15	オーアイテック株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	K:080-8522-7718
	16	こおの交通株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難 場所に関する協定書	T:0736-67-6142

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
一時避難場所として施設利用	17	津田工業株式会社	R6. 3. 15	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-77-3339
	18	株式会社メイワ	R6. 3. 27	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:0736-73-7300
	19	株式会社 ビオ・マーケット 和歌山センター	R6. 6. 28	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:06-6866-1583
	20	アイコム 株式会社	R6. 7. 22	危機管理 消防課	災害時における一時避難場所に関する協定書	T:06-6777-1369

5 避難所施設との覚書（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
避難所等施設利用	1	株式会社 神通温泉	H23. 6. 28	危機管理 消防課	災害時における避難所指定に関する覚書	T:0736-77-7553

6 他市との防災協定（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
阪和林野火災消防相互応援	1	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・岬町・泉州南消防組合等	H18. 4. 1 (H25. 4. 1)	危機管理 消防課	阪和林野火災消防相互応援協定	
災害時の相互応援	2	愛知県阿久比町・滋賀県米原市・岡山県真庭市・山口県下関市	H18. 6. 11	危機管理 消防課	災害時の相互応援に関する基本協定書	阿久比:0569-48-1111 米原:0749-53-5161 真庭:0867-42-1126 下関:083-231-9333
「道の駅」防災利用等	3	国土交通省近畿地方整備局・和歌山県・岩出市・かつらぎ町・九度山町・有田川町・由良町	H28. 5. 11	農業振興課	「道の駅」防災利用に関する基本協定	
一般廃棄物処理に関する総合的な相互の支援体制を確保	4	和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町・紀の海広域施設組合	R2. 3. 31	廃棄物対策課	一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互支援基本協定書	和歌山:073-435-1352 海南:073-483-8457 岩出:0736-62-2141 紀美野:073-489-5903 紀の海:0736-66-1813
大規模災害時における遺体安置所の施設使用等	5	(構成市町) 海南市・紀美野町・紀の川市 (組合) 五色台広域施設組合	R3. 3. 19	環境衛生課	大規模災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定書	五色台:073-489-5505

7 県との防災協定（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
水防用資器材（可搬式ポンプ）の保管及び使用	1	和歌山県	R1. 5. 7	危機管理 消防課	和歌山県が所有する水防用資器材（可搬式ポンプ）の保管及び使用に関する協定	T:073-441-2273
和歌山県総合防災情報システムの譲与	2	和歌山県	R2. 4. 1	危機管理 消防課	和歌山県総合防災情報システムの譲与に関する協定	T:073-441-2273

8 災害時応援に関する申合せ（紀の川市）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害時等の応援	1	国土交通省 近畿地方整備局	H24.10.2	危機管理 消防課	災害時等の応援に関する申合せ	T:073-402-0265

9 災害時応援に関する協定等（和歌山県）

内容	No.	団体名	締結年月日	担当課	名称	連絡先
災害時における避難者の受入れ	1	和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 丸浅旅館	H27.6.15	観光振興課	災害時における避難者の受入れに関する基本協定書	T:073-441-2777
電気自動車の貸出し	2	日産自動車株式会社	R2.2.14	防災企画課	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定	T:073-441-2271
	3	三菱自動車工業株式会社	R1.11.19	災害対策課		T:073-441-2261
災害救援物資調達	4	株式会社オークワ	H14.1.4	社会福祉課	災害救助物資の調達に関する協定	T:073-441-2461
	5	株式会社松源	H14.1.4			
	6	株式会社廣甚	H26.8.1			
早期停電復旧のための復旧作業の支援及び除去作業の協力	7	関西電力送配電株式会社	H31.4.4	災害対策課	災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定書	T:073-463-0633
水道施設の応援復旧についての協力	8	和歌山県管工事業協同組合連合会	H24.8.1	生活衛生課	災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定	T:073-441-2629
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	9	一般社団法人 和歌山県一般廃棄物協会	H25.11.22	下水道課	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	T:073-441-3203
倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業などの要請	10	一般社団法人 和歌山県建設業協会	H24.3.19	技術調査課	災害発生時における応急対策業務に関する協定	T:073-441-3082
災害時の医療救護についての協定	11	一般社団法人 和歌山県医師会	H23.3.18	医務課	災害時の医療救護についての協定	T:073-441-2604
	12	和歌山県 DMAT 指定病院	H22.2.26等			T:073-441-2604
大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理等に関する協力要請	13	一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会	H18.7.26	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定	T:073-441-2675

10-2 建設業協会との協定の内容

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

紀の川市（以下「甲」という。）と紀の川市建設業協会（以下「乙」という。）は、紀の川市における地震、風水害その他の大規模な事故（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間

(4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては紀の川市危機管理部長 乙においては、紀の川市建設業協会会長とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成22年4月1日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年4月1日

(甲) 紀の川市長 中 村 慎 司

(乙) 紀の川市建設業協会

10-3 自動車整備振興会との協定の内容

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

紀の川市（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助及び応急措置
- （2）レッカー車等による緊急車両通行のための障害物の除去作業
- （3）その他甲が必要と認める応急対策業務

（応援の要請）

第3条 甲は、乙が所有する資機材及び労働力（以下「資機材等」という。）の応援が業務のために必要であると認めるときは、乙に対し、要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、受諾書（様式第2号）により甲に回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲から前条の規定により資機材等の応援要請があったときは、正当な理由がない限り資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき活動を実施したときは、甲に対し、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により報告を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に業務実施報告書を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の支払いは、前条の規定により甲が業務実施報告書の提出を受けた後、乙の請求に基づき遅滞なく行うものとする。

3 費用の算出方法については、災害が発生する直前における実費用を基準として、甲乙協議し

て定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事したものが、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第9条 乙は、諸活動実施中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言をするものとする。

(応援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における業務が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努め、連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

3 乙は、この協定に基づく業務が円滑に実施できるよう、甲に対し、資機材等整備状況報告書(様式第4号)を提出するものとする。

4 乙は、前項の報告内容について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、解除する日の3月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第12条 この協定の変更は、甲又は乙の申出により甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年12月21日

甲 紀の川市長

乙 社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部

10-4 全国ほたるのまち交流会参加市町との協定の内容

災害時の相互応援に関する基本協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、全国ほたるのまち交流会参加市町村のうち、本協定に賛同する末尾の表に定める市町（以下「協定市町」という。）との協議により、協定市町の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生したとき、他の協定市町に応援を求める場合にその対応を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は相互に連絡をするものとする。

(応援の具体的事項)

第3条 応援の具体的事項は、次に掲げる内容とする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧に必要な資材または物資の提供
- (2) 生活必需物資およびその補給に必要な資機材の提供
- (3) 救護および援助活動に必要な車両または資機材の提供
- (4) 応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 情報発信に係る代替・代行支援
- (6) ボランティアの募集および派遣
- (7) 被災地の行政機能継続場所の提供
- (8) 被災者に対する避難所の設置および応急仮設住宅の提供
- (9) 児童および生徒の受入れならびに就学機会の提供
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話または電信その他の手段により要請し、その後速やかに文書による手続きをするものとする。

- (1) 被害の発生状況と今後予想される事態
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量、梱包の単位等
- (3) 前条第4号に掲げる者の職種、人員、および現場での従事内容
- (4) 応援の場所、現場までの経路および現場付近の状況
- (5) 応援を必要とする期間および必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(大規模災害時の応援措置)

第5条 応援しようとする協定市町は、大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災協定市町から第4条の規定による要請が困難と認めるときは、速やかに被災状況について自主的に情報収集活動を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により被害が甚大であり、応援措置をすることが望ましいと認めるときは、応援要請の有無にかかわらず必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援措置に従事する職員等は、被災地の市町村長の指揮により行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援措置に要する経費は、原則として応援を要請した協定市町の負担とする。ただし、経費の額が著しく大きい場合は、協定市町相互が協議して定めるものとする。

(資料等の交換)

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援措置が円滑かつ効果的に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料または情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めない事項については、必要に応じて協定市町相互が協議して、別に定めるものとする。

【協定市町】

愛知県阿久比町	岡山県真庭市
滋賀県米原市	山口県下関市
和歌山県紀の川市	

附 則

この協定は、平成10年7月4日から施行する。

この協定は、平成18年6月11日から施行する。

この協定は、平成24年6月14日から施行する。

この協定は、令和5年6月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本基本協定書5通を作成し、協定市町は署名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月1日

愛知県 阿久比町長
滋賀県 米原市長
和歌山県 紀の川市長
岡山県 真庭市長
山口県 下関市長

11 関係機関

11-1 防災関係機関の連絡先

令和8年1月現在

1 紀の川市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀の川市役所（本庁）	紀の川市西大井338	代表	0736-77-2511 0736-77-4910
		危機管理消防課	0736-77-1300 0736-77-2514
		防災	7-030-220 -400 7-030-220 -499
粉河支所	紀の川市粉河580	0736-73-3311	0736-73-6162
那賀支所	紀の川市名手市場144-1	0736-75-3111	0736-75-3117
桃山支所	紀の川市桃山町元376	0736-66-1100	0736-66-1681
貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331	0736-64-2525	0736-64-6599
鞆渕出張所	紀の川市中鞆渕1634-1	0736-79-0001	0736-79-0393

2 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	代表(FAX総務課)	03-5253-5111 03-5253-7531
		防災	7-048-500 -9049013 7-048-500 -49033
		宿直室	03-5253-7777 03-5253-7553
		防災	7-048-500 -9049101 7-048-500 -9049102 7-048-500 -49036

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
近畿農政局 和歌山県拠点	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5F	073-436-3831	073-436-0914
和歌山森林管理署 高野森林事務所	伊都郡九度山町入郷5	0736-54-2901	
大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	和歌山市男野芝丁4	073-422-5348	073-435-3132
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	和歌山市西汀丁16	073-424-2471	073-427-1859

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第37普通科連隊	大阪府和泉市伯太町 官有地	代表	0725-41-0090 (内線236~239)	0725-41-0090
		防災(第3科)	7-030-392-400	7-030-392-499
自衛隊和歌山地方協力本部	和歌山市築港1-14-6		073-422-5116	073-422-5118

5 県の機関

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
和歌山県	和歌山市小松原通1-1	代表	073-432-4111	
		防災企画課	073-441-2271	073-422-7652
		災害対策課	073-441-2262	
		危機管理消防課	073-441-2273	
		防災(統制室)	7-030-300-400 7-030-300-402	7-030-300-496 7-030-300-497 7-030-300-498 7-030-300-499
那賀振興局	岩出市高塚209	代表	0736-63-0100	0736-61-0007
		防災(地域づくり課)	7-030-320-400 7-030-320-402	7-030-320-497 7-030-320-499
岩出保健所	岩出市高塚209	代表	0736-61-0020	0736-61-0013
		防災(総務福祉課)	7-030-320-401	7-030-320-498
那賀振興局建設部	岩出市高塚209	代表	0736-63-0100	0736-61-0034
		防災(総務調整課)	7-030-320-403	7-030-320-496
防災航空センター	西牟婁郡白浜町3031-56	代表	0739-45-8211	0739-45-8213
		防災(事務室)	7-030-364-400 7-030-364-451	7-030-364-499
			7-030-364-452	

6 警 察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岩出警察署	岩出市高塚198-1	0736-63-0110	0736-63-0230
打田交番	紀の川市打田1340-7		
南中駐在所	紀の川市南中372-1		
粉河交番	紀の川市粉河948		
長田駐在所	紀の川市別所221-1		
龍門駐在所	紀の川市杉原257-1		
鞆渕駐在所	紀の川市中鞆渕879-1		
那賀交番	紀の川市名手市場309-4		

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
調月駐在所	紀の川市桃山町調月802-1	0736-63-0110	0736-63-0230
安楽川駐在所	紀の川市桃山町市場141-1		
貴志川交番	紀の川市貴志川町前田128-2		

7 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	
那賀消防組合消防本部	岩出市中迫154	代表	0736-61-0119	0736-63-0819
		防災（通信指令室）	7-030-227-400	7-030-227-499
中消防署	岩出市中迫154	0736-69-0119	0736-61-1801	
東消防署	紀の川市粉河953-2	0736-73-6565	0736-73-8016	
南消防署	紀の川市桃山町調月1491-1	0736-66-1921	0736-66-2595	

8 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
関西電力送配電(株) 和歌山本部	和歌山市岡山丁40	フリーコール	0800-777-3081
関西電力送配電(株) 橋本配電営業所	橋本市東家6-7-22	フリーコール	0800-777-3081
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上2-1-22		073-422-7141 073-422-7148
NTT西日本(株) 和歌山支店 (災害対策室)	和歌山市宇須1-5-41 NTT宇須ビル3F		073-421-9180 073-433-2391
日本郵便(株) 和歌山中央郵便局	和歌山市一番丁4		0570-072-528
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47		073-424-8111 073-424-8149
西日本旅客鉄道(株) 橋本駅	橋本市古佐田1-4-51	お客様センター	0570-00-2486
日本通運(株) 和歌山支店	和歌山市西浜796-1		073-431-3101 073-428-2669

9 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀の川土地改良区連合会	和歌山市雑賀屋町東ノ丁26	073-423-3177	073-431-7188
(一社)和歌山県L P ガス協会	和歌山市黒田102-1	073-475-4740	073-475-4741
(一社)和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1	073-424-5101	073-436-0530
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	073-455-5711	073-453-9543
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	073-428-1431	073-428-0785
朝日放送 (株)	大阪市福島区福島1-1-30	06-6458-5321	06-6458-1241
関西テレビ放送(株)	大阪市北区扇町2-1-7	06-6314-8888	06-6314-8826
(株)毎日放送	大阪市北区茶屋町17-1	06-6359-1123	06-6359-3559
讀賣テレビ放送(株)	大阪市中央区城見1-3-50	06-6947-2111	06-6942-7734
相互タクシー(株)	和歌山市松島222	073-473-5500	073-471-4170
和歌山バス那賀(株)	紀の川市藤崎271	0736-75-2151	0736-75-6444
(公社)和歌山県トラック協会	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
南海フェリー(株)	和歌山市湊2835-1	073-422-2160	073-422-9335

10 関係公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
那賀医師会	紀の川市東大井366-2	0736-77-3151	0736-77-5334
(公社)和歌山県病院協会	和歌山市手平2-1-2	073-436-0437	073-424-5676
紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	0736-66-1211	0736-66-2751
和歌山電鐵(株)	和歌山市伊太祈曽73	073-478-0110	073-466-3577
朝日新聞社和歌山総局	和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル4F	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁43 ハピネス六番丁ビル7F	073-422-1783	073-435-3018
共同通信社和歌山支局	和歌山市八番町11 日本生命ビル5F	073-428-2255	073-433-4310
時事通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F	073-422-5529	073-423-7759
日本経済新聞社和歌山支局	和歌山市片岡町1-1	073-423-1134	073-426-0714
日刊工業新聞社南大阪支局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8 三国ヶ丘ビル	072-221-0050	072-221-0051
南海バス(株)	堺市堺区竜神橋町1-2-11	072-221-0881	072-221-0251
(公社)和歌山県バス協会	和歌山市湊1106	073-422-8090	073-433-4049

11 市町村

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
(県内隣接市町)				
和歌山市	和歌山市八番丁12	総合防災課	073-435-1199	073-435-1299
		防災	7-030-210-400	7-030-210-499
岩出市	岩出市西野209	総務課	0736-62-2141	0736-63-0075
		防災	7-030-221-400	7-030-221-499
海南市	海南市南赤坂11	危機管理課	073-483-8406	073-482-0099
		防災	7-030-211-400	7-030-211-499
紀美野町	海草郡紀美野町動木287	総務課	073-489-5912	073-489-2510
		防災	7-030-212-400	7-030-212-499
かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町 大字丁ノ町2160	危機管理課	0736-22-0300	0736-22-6432
		防災	7-030-231-400	7-030-231-499
(県外協定締結市町村)				
愛知県阿久比町	愛知県知多郡阿久比町大字 卯坂字殿越50	防災交通課	0569-48-1111	0569-48-0229
		防災	7-049-330-101 ↓(アナウンス) 26 ↓(発信音) 023-757-2-1210	7-023-757 -1150 ※設備の世代が 異なるため使用 不可
滋賀県米原市	滋賀県米原市米原1016	防災危機管理課	0749-53-5161	0749-53-5149
		防災	7-049-330-101 ↓(アナウンス) 26 ↓(発信音) 025-100-3-214-0	7-025-100 -3-214-1 ※設備の世代が 異なるため使用 不可
岡山県真庭市	岡山県真庭市久世2927-2	危機管理課	0867-42-1126	0867-42-1119
		防災	7-049-330-101 ↓(アナウンス) 26 ↓(発信音) 033-101-6421-200	7-033-101 -6421-039 ※設備の世代が 異なるため使用 不可
山口県下関市	山口県下関市南部町1-1	防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966
		防災	7-049-330-101 ↓(アナウンス) 26 ↓(発信音) 035-401-2172	

12 物資の調達・供給及び給水

12-1 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下「県支部」という。）及び和歌山県水道協会（以下「県水協」という。）に所属する市町村（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下「地区ブロック」という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下「県支部長」という。）に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員はブロックで構成されている代表都市への応援を依頼する。
 - (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、県支部長へ応援を要請する。
 - (3) 県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職別人員

- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援職員の派遣)

第6条 前条より応援要請を受けた水道事業者は、ただちに応援要請を整え被災水道事業者に協力しなければならない。

- 2 各水道事業者は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具及び緊急資材のほか衣類、食料、日用品等を携行させるものとする。
- 3 応援職員は、応援水道事業者名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
- 4 応援職員は、被災水道事業者の指示に従って作業に従事するものとする。
(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業者は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

- 2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業者に送付するものとする。
(費用の負担)

第8条 この要請に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

- 2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- 3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。
- 4 前3項の定めにより難いときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。
(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。
(適用)

第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

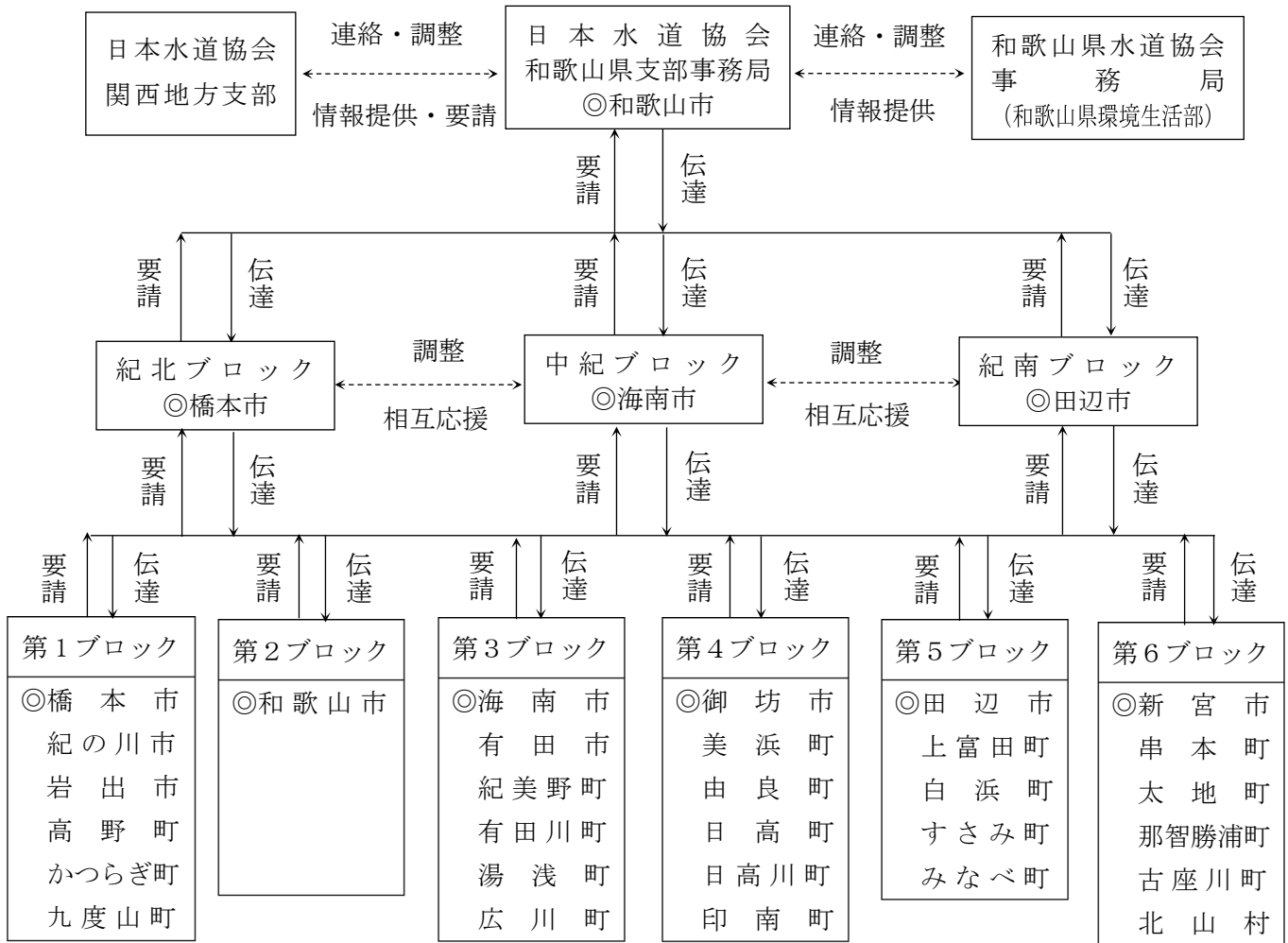
この要綱の成立を証するため、本書1通を作成し、関係事業者がそれぞれ協定書に記名押印のうえ原本を県支部長が保有し、その写しを各事業者が保有する。

平成8年2月23日

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

別表1 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図



◎代表市

12-2 給水資機材保有状況

令和8年1月現在

	給水袋【6リットル】
浄水場合計	5,800 枚

品目名	貴志川														
	51 備蓄倉庫 河南図書館	52 貴志川支所 水防倉庫	53 貴志川保健福祉セン ター防災倉庫	54 貴志川生涯学習セン ター防災倉庫	55 貴志川中学校体育館 防災倉庫	56 中貴志小学校体育館 防災倉庫	57 貴志川高等学校体育館 防災倉庫	58 西貴志小学校体育館 防災倉庫	59 東貴志小学校体育館 防災倉庫	60 東貴志コミュニティセ ンター防災倉庫	61 西貴志コミュニティセ ンター防災倉庫	62 丸栖コミュニティセ ンター防災倉庫	63 丸栖小学校体育館 防災倉庫	64 和歌山県農業試験場 防災倉庫	65 岩出警察署貴志川交番 備蓄倉庫
避難所運営BOX			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
保存水500ml	9000	0	48	144	72	72	48	48	48	48	96	144	48	72	0
アルファ化米	3650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保存パン	13384	0	50	100	50	50	50	50	50	50	50	100	50	50	0
汁物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バックご飯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備蓄携帯トイレ	2820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毛布	280	0	20	30	280	20	10	10	10	10	20	110	10	30	126
オムツ小人用	1220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オムツ大人用 (パット含む)	5458	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
哺乳瓶(使い捨て)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生理用品	4574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懐中電灯	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0
ヘッドライト	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テント	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組立トイレ	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易ルームテント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
多目的テント	5	0	2	4	4	3	4	3	3	2	2	2	3	2	0
移動かまど	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄水装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発電機	0	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
投光器	0	0	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
投光三脚	0	0	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
コードリール	10	0	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
テレビ	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0
カセットコンロ	0	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	0
やかん	0	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	0
ホワイトボード	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0
携行缶	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
ヘルメット	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
担架	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救助工具セット	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油圧ジャッキ	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーンソー	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーンソー用防護服	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
折りたたみリヤカー	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
拡声器	0	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
救命胴衣	0	18	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救急セット	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハンドリフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴミ袋	0	0	15	15	15	30	15	0	15	15	15	14	15	8	7
クーラーボックス	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
シャンプー	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0
電源タップ	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
トラロープ	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
乾電池ボックス	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
トイレトーパー 18ロール	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0

品目名	合計数量	打田										粉河																	
		1 市役所南別館 地下1階備蓄倉庫	2 市役所東 防災倉庫	3 市役所北側 備蓄倉庫	4 市役所東倉庫	5 池田小 学校体育館	6 井阪文化 会館	7 打田中 学校体育館	8 田中 小学校体育館	9 田中 小学校高野分 校	10 神通 温泉	11 市民 体育館	12 ふるさと センター	13 備蓄 倉庫	14 粉河 体育館	15 粉河 小学体育館	16 粉河 小学体育館	17 粉河 中学校体育館	18 粉河 高等学校 体育館	19 上 瀬川集会所	20 瀬川 出張所 備蓄倉庫	21 下 瀬川集会所	22 下 瀬川集会所	23 農 村改善セ ンター (荒見会館)	24 電 門小学 校体育館	25 農 村婦人の 家 (川原)			
スリッパ	4429	0	0	94		85	85	85	85	85	85	0	85	85	0	85	85	85	85	0	85	85	85	85	85	85	85	85	85
エアベッド	153	14	0	43		1	1	1	1	1	1	0	2	15	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	
ラジオ	47	0	0	0		1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	
工具箱	47	0	0	0		1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	
スポット冷暖房機	6	0	0	0		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
畳	76	0	0	0		0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お尻拭き	24	24	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
搾乳機	20	5	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジョレン	6	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土嚢袋	1450	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給水タンク・袋	533	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	63	0	26	0	0	0	0	8	0	0	10	0	15	10	10	10	
ろうそく	597	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	132	0	135	0	0	0	0	60	0	0	90	0	90	90	90	90	
トイレ用脱臭剤	60	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	10	10	10	10	
雨合羽	64	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	10	10	10	
ランタン	19	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事用看板	36	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
机	48	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
椅子	219	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炊飯器	12	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食器セット	107	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タオル	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルーシート	264	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属杭																													
白	5	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウレタンマット	32	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水中ポンプ	5	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三角巾	739	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扇風機	3	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カーペット	5	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ストーブ	2	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組立水槽	8	0	1	0		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ノコギリ	3	0	3	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エンジンカッター	4	0	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジェットシューター	5	0	5	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バケツ	184	0	61	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺体収納袋	219	0	139	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ツルハン	7	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カケヤ	16	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スコップ	10	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パール	15	0	12	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災電話	11	1	0	0		0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
段ボールパーティション	31705	2436	0	0		546	189	1323	525	238	63	200	1547	1568	0	504	938	1057	49	0	49	210	257	406	0	406	406	406	
段ボールベッド	50											50																	
マンホールトイレ	19											19																	
アルコール消毒(L)	26	0.5				0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
マスク	5200	100				100	100	100	100	100	100		100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
体温計(非接触型含む)	104	2				2	2	2	2	2	2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
使い捨て手袋(人分)	5200	100				100	100	100	100	100	100		100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ゴム手袋(人分)	208	4				4	4	4	4	4	4		4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
ガウン(下箱、嘔吐物処理用)	156	3				3	3	3	3	3	3		3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
フェイスシールド	260	5				5	5	5	5	5	5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
医療セット(救急箱)	31		3												5						2		2		2		2	2	2
ガソリン20L携行缶	64			7		1	1	1	1	1	1		2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
混合ガソリン缶	18												1								1		1		1		1	1	1

品目名	那賀																	桃山												
	26 那賀倉庫 防災倉庫 福祉センター	27 麻生津小学校 体育館	28 麻生津郵便局 前	29 那賀災害備蓄倉庫	30 県立高等看護学院 防災倉庫	31 那賀総合センター 防災倉庫	32 那賀体育館 防災倉庫	33 那賀中学校 体育館	34 3名小学校 体育館	35 上名小学校 体育館	36 中尾集会所 防災倉庫	37 赤沼田集会所 防災倉庫	38 ふれあいコミュニティー センター （防災倉庫） 安楽	39 安楽川水防倉庫	40 桃山保健福祉センター 防災倉庫	41 荒川中学校 防災倉庫	42 那賀スポーツセンター 防災倉庫	43 那賀集会所 防災倉庫	44 大原集会所 防災倉庫	45 桃山勤労者体育セン ター 防災倉庫	46 旧野田原小学校 体育館 （備蓄）倉庫	47 調月小学校 体育館	48 黒川集会所 防災倉庫	49 細野生活改善セン ター 防災倉庫	50 桃源郷運動公園 防災倉庫					
スリッパ	85	85	0	0	85	85	85	85	85	85	85	85	85	0	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	0				
エアベッド	3	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0				
ラジオ	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0				
工具箱	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0				
スポット冷暖房機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
盤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
お尻拭き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
搾乳機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ジョレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
土嚢袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
給水タンク・袋	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	15	15	15	0	10				
ろうそく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
トイレ用脱臭剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
雨合羽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ランタン	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
工事用看板	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
机	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
椅子	0	0	0	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
炊飯器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5				
食器セット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	12	12	23	9	12	0				
タオル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0				
ブルーシート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	80				
金属杭																										120				
臼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0				
ウレタンマット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
水中ポンプ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
三角巾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
扇風機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
カーベット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
組立水槽	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ノコギリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
エンジンカッター	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ジェットシューター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
バケツ	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
遺体収納袋	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
ツルハシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
カケヤ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
スコップ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
バール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
防災電話	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0				
段ボールパーティション	1106	238	0	0	1106	721	1183	1155	595	252	42	56	952	0	665	973	224	56	28	658	371	336	21	105	0					
段ボールベッド																														
マンホールトイレ																														
アルコール消毒(L)	0.5	0.5			0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				
マスク	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100	200		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
体温計（非接触型含む）	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
使い捨て手袋（人分）	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100	200		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
ゴム手袋（人分）	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	8		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
ガウン（下痢、嘔吐物処理用）	3	3			3	3	3	3	3	3	3	3	6		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				
フェイスシールド	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	10		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
医療セット（救急箱）	5		3										3																	
ガソリン20L携行缶	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	1		1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2				
混合ガソリン缶	1		1								1	1	1					1	1			1	1	1	1	1				

品目名	貴志川														
	51 河内南図書館 備蓄倉庫	52 貴志川支所 水防倉庫	53 貴志川保健福祉セン ター防炎倉庫	54 貴志川生涯学習セン ター防炎倉庫	55 貴志川中学校体育館 防炎倉庫	56 中貴志小学校体育館 防炎倉庫	57 貴志川高等学校体育館 防炎倉庫	58 西貴志小学校体育館 防炎倉庫	59 東貴志小学校体育館 防炎倉庫	60 東貴志コミュニティセ ンター防炎倉庫	61 西貴志コミュニティセ ンター防炎倉庫	62 丸瀬コミュニティセ ンター防炎倉庫	63 丸瀬小学校体育館 防炎倉庫	64 和歌山県農業試験場 防炎倉庫	65 岩出警察署貴志川交番 備蓄倉庫
スリッパ	0	0	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	0
エアベッド	15	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
ラジオ	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
工具箱	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
スポット冷暖房機	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お尻拭き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
搾乳機	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジョレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土嚢袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200
給水タンク・袋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	310
ろうそく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トイレ用脱臭剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雨合羽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ランタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事用看板	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
机	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
炊飯器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
食器セット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タオル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルーシート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180
金属杭															
白	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウレタンマット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水中ポンプ	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三角巾	0	0	739	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扇風機	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
カーペット	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
ストーブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
組立水槽	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ノコギリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エンジンカッター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジェットシューター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バケツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺体収納袋	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ツルハン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カケヤ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スコップ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災電話	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボールパーティション	0	0	826	2114	833	700	791	434	259	525	665	539	301	364	0
段ボールベッド															
マンホールトイレ															
アルコール消毒(L)			0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
マスク			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
体温計(非接触型含む)			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
使い捨て手袋(人分)			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
ゴム手袋(人分)			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
ガウン(下痢、嘔吐物処理用)			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
フェイスシールド			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
医療セット(救急箱)			4												
ガソリン20L携行缶			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
混合ガソリン缶			1												

13 清掃

13-1 エネルギー回収推進施設

令和8年1月現在

設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
紀の海クリーンセンター	135	紀の川市桃山町最上 1290-94	0736-66-1813

13-2 マテリアルリサイクル推進施設

令和8年1月現在

設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
紀の海クリーンセンター	17	紀の川市桃山町最上 1290-94	0736-66-1813

13-3 し尿処理施設

令和8年1月現在

設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
那賀衛生環境整備組合	165	紀の川市桃山町調月12	0736-66-1851

13-4 廃棄物運搬車

令和8年1月現在

地域	ごみ処理			し尿処理		
	収集形態	ごみ運搬車 (台)	積載量 (t)	収集形態	し尿運搬車 (台)	積載量 (kℓ)
打田	直営 委託(打田地域)	31	58	許可	10	29
粉河				許可	7	20
那賀		6	14	直営	4	10
桃山				許可	4	17
貴志川				許可	5	15

13-5 斎場

令和8年1月現在

名称	所在地	炉数	電話番号
五色台聖苑 (広域施設組合)	紀美野町国木原577-4	9	073-489-5505

14 危険物施設等

14-1 危険物施設

資料：那賀消防組合（令和7年11月27日現在）

（消防法上の完成許可分）

製造所等の別		紀 の 川 市					合 計
		打 田	粉 河	那 賀	桃 山	貴志川	
製 造 所					3		3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	6	3	2	3	7	21
	屋外タンク貯蔵所	9			6	6	21
	屋内タンク貯蔵所		1	1	1	2	5
	地下タンク貯蔵所	5		2	9	6	22
	簡易タンク貯蔵所						0
	移動タンク貯蔵所	7	7	2	11	5	32
	屋 外 貯 蔵 所	4	1		3		8
	小 計	31	12	7	33	26	109
取 扱 所	給 油 取 扱 所	4	4	0	3	6	17
	自家給油取扱所	8	6	1	5	6	26
	第一種販売取扱所						0
	第二種販売取扱所						0
	一 般 取 扱 所	11	2	1	7	22	43
	小 計	23	12	2	15	34	86
合 計		54	24	9	51	60	198

14-2 高圧ガス関係事業所

1 高圧ガス製造施設

令和8年1月現在

No.	事業所名	所在地	区分	種別
1	大崎産業(株)貴志川LPGセンター	紀の川市貴志川町北415	液石	1種
2	三保産業(株)和歌山工場	紀の川市杉原下嶋306-52	液石	1種
3	吉田工業(株)	紀の川市貴志川町前田16	一般	1種
4	和歌山県農業協同組合竜門選果場	紀の川市荒見759-1	一般	1種
5	和歌山県農業協同組合東部流通センター	紀の川市名手市場282	一般	1種
6	(株)メイワ	紀の川市長田中345-1	一般	1種
7	粉河ガス(株)	紀の川市東野9-3	液石	1種
8	小林工業(株)	紀の川市桃山町市場654	一般	1種
9	(株)稲築サイエンス	紀の川市桃山町調月2823-6	一般	1種
10	(株)大上石油店	紀の川市中井阪389	液石	1種
11	(株)総合車両製作所和歌山事業所	紀の川市北勢田770-8	一般	1種
12	和歌山ノーキョー食品工業(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月980	一般	1種
13	和歌山県農業協同組合農産物流通センター	紀の川市井田298	一般	1種
14	和歌山県農業協同組合川原選果場	紀の川市野上556	一般	1種
15	和歌山県農業協同組合西部流通センター	紀の川市竹房501-2	一般	1種
16	有限会社小田崎物流	紀の川市桃山町調月583番地	液石	1種
17	パナソニックエナジー(株)和歌山工場	紀の川市打田612-1	一般	1種
18	(株)小川製作所	紀の川市西三谷281	一般	2種
19	Bright・Anneal(株)	紀の川市南志野479番地2	一般	2種
20	(株)デュプロ和歌山事業所	紀の川市西脇217-8	一般	2種
21	公立那賀病院	紀の川市打田1282	一般	2種
22	ハグルマ(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月1758-8	一般	2種
23	中部抵抗器(株)	紀の川市北勢田726-11	一般	2種
24	バンドー化学(株)和歌山工場	紀の川市桃山町最上1242-5	一般	2種
25	紀和化学工業(株)	紀の川市貴志川町北1961	一般	2種
26	(株)丸和	紀の川市桃山町調月1758-6	一般	2種
27	Bright・Anneal(株)	紀の川市北勢田451-1	一般	2種
28	平和エンジニアリング(株)	紀の川市北勢田726-12	一般	2種
29	(株)メイワ	紀の川市長田中345-1	一般 液石	2種
30	和歌山ノーキョー食品工業(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月980	一般	2種

2 高圧ガス貯蔵施設

令和8年1月現在

No.	事業所名	所在地	区分	種別
1	ハグルマ(株)桃山工場	紀の川市桃山町調月1758-8	一般	1種
2	紀和化学工業(株)	紀の川市貴志川町北1961	一般	1種
3	(株)稲築サイエンス	紀の川市桃山町調月2823-6	一般	1種
4	バンドー化学(株)和歌山工場	紀の川市桃山町最上1242-5	一般	1種
5	(株)丸和	紀の川市桃山町調月1758-6	一般	1種
6	Bright・Anneal(株)	紀の川市北勢田451-1	一般	1種
7	パナソニックエナジー(株)和歌山工場	紀の川市打田612-1	一般	1種
8	Bright・Anneal(株)	紀の川市南志野479-2	一般	2種
9	(株)小川製作所	紀の川市西三谷281	一般	2種
10	公立那賀病院	紀の川市打田1282	一般	2種
11	(株)デュプロ和歌山事業所	紀の川市西脇217-8	一般	2種
12	中部抵抗器(株)	紀の川市北勢田726-11	一般	2種
13	平和エンジニアリング(株)	紀の川市北勢田726-12	一般	2種

3 LPガス販売事業者

令和8年1月現在

No.	事業所名	所在地
1	(株)大上石油	紀の川市中井阪103
2	上野商店	紀の川市東国分120
3	中川燃料店	紀の川市粉河843
4	ガスショップオオノ	紀の川市粉河1813
5	恩賀建材(株)	紀の川市粉河410-2
6	(有) 沢田石油店	紀の川市穴伏305
7	片山燃料店	紀の川市名手市場557-9
8	佐田プロパン店	紀の川市名手市場2-5
9	竹田燃料店	紀の川市名手市場1065-4
10	清原プロパン店	紀の川市名手市場647
11	(有) 宮村石油店	紀の川市桃山町元289
12	小坂商店	紀の川市貴志川町神戸703
13	相互ガス(株)	紀の川市貴志川町神戸813
14	松本プロパン店	紀の川市貴志川町北1312
15	山田商店	紀の川市貴志川町井ノ口430
16	(有) 土井	紀の川市風市84-1
17	粉河ガス(株)	紀の川市粉河1759-6
18	紀の川市西地区ガス協同組合	紀の川市貴志川町北1312
19	粉河LPガス販売協同組合	紀の川市粉河1759-6
20	那賀LPガス販売協同組合	紀の川市名手市場557-9

14-3 毒物・劇物使用事業所

令和8年1月現在

事業所名	所在地	使用品目
ハバジット日本(株)	紀の川市長田中460	レソルシノール
北広ケミカル(株)	紀の川市桃山町調月713-18	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム

14-4 放射性同位元素等取扱事業所

令和8年1月現在

No.	事業所名	郵便番号	所在地	区分	分類	番号	年
1	公立那賀病院	649-6414	紀の川市打田1282	発	医	使第4835号	1998
2	西村工業株式会社	649-6407	紀の川市池田新 111-1紀北西道路 作業所	密	民	第8-6180号	2011
3	奥村組土木興行(株)紀北東道路 中津川地区改良工事	649-6402	紀の川市北勢田1081	密	民	第8-8758号	2013
4	西村工業(株)粉河作業所	649-6431	紀の川市寺長3356-1	密	民	第8-8171号	2012
5	(株)東組	649-6112	桃山町調月347 調月他補修工事 紀の川作業所	密	民	第8-16044号	2002

15 条例・規則等

15-1 紀の川市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、紀の川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 紀の川市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市町に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の数は、30人以内とし、委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長及び教育部長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて委嘱する者
- 6 前項第8号及び第10号の委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

紀の川市防災会議委員の構成員

No.		所 属 等
1	会長	紀の川市長
2	委員	和歌山地方気象台次長
3	〃	国土交通省近畿整備局和歌山河川国道事務所防災課長
4	〃	陸上自衛隊自衛隊信太山駐屯地第37普通科連隊第5中隊長
5	〃	那賀振興局長
6	〃	岩出警察署長
7	〃	紀の川市副市長
8	〃	紀の川市教育長
9	〃	那賀消防組合消防本部消防長
10	〃	紀の川市消防団長
11	〃	紀の川市福祉部長
12	〃	紀の川市農林商工部長
13	〃	紀の川市建設部長
14	〃	紀の川市教育部長
15	〃	西日本旅客鉄道株式会社橋本駅長
16	〃	関西電力送配電株式会社和歌山本部橋本地域担当部長
17	〃	NTT西日本株式会社和歌山支店 設備部長
18	〃	日本郵便株式会社（紀の川市内郵便局長代表）池田郵便局長
19	〃	和歌山バス那賀株式会社取締役社長
20	〃	紀の川市自治連絡協議会長
21	〃	紀の川市議会議長
22	〃	和歌山県農業協同組合（紀の里地域本部）総合管理課長
23	〃	那賀医師会会長
24	〃	紀の川市建設業協会会長
25	〃	和歌山県石油商業組合 那賀支部 支部長
26	〃	紀の川市民生委員児童委員連絡協議会（女性代表）

27	〃	紀の川市女性防火クラブ連絡協議会代表者
28	〃	紀の川市赤十字奉仕団紀の川地区委員長
29	〃	紀の川市母子保健推進委員会長
30	〃	紀の川市保育所（園）こども園連絡会会長

15-2 紀の川市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき紀の川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置く。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

15-3 大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例

紀の川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例

平成29年9月28日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に紀の川市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

15-4 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

資料：災害救助事務取扱要領（令和7年10月）

令和7年度災害救助基準、令和7年4月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条 第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条 第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700		14,000	19,900	23,600	29,800	3,900		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食品の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</p> <p>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</p> <p>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</p> <p>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</p> <p>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</p> <p>ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</p> <p>ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

16 参考法令

資料：各法令（令和8年1月現在）

災害対策基本法第23条の2（市町村災害対策本部）

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

河川法第48条（危害防止のための措置）

ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

気象業務法第15条の2

気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知し

なければならない。

- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

災害救助法第30条（繰替支弁）

都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）

都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

災害対策基本法第82条第1項（損失補償等）

国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

災害対策基本法第84条第1項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

災害対策基本法第56条（市町村長の警報の伝達及び警告）

市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

地すべり等防止法第25条（立退の指示）

都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する

警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防法第29条（立退きの指示）

洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

災害対策基本法第61条（警察官等の避難の指示）

前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

警察官職務執行法第4条（避難等の措置）

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を發し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- 2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

自衛隊法第94条（災害派遣時等の権限）

警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り、第83条第2項、第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第4条第2項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1) 及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

災害救助法第13条（事務処理の特例）

都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、

都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

河川法第22条第1項（洪水時等における緊急措置）

洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

道路交通法第4条第1項（公安委員会の交通規制）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

災害対策基本法第76条第1項（災害時における交通の規制等）

都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

道路法第46条第1項（通行の禁止又は制限）

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

災害対策基本法施行令第33条第1項

都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

〔参考〕災害対策基本法施行令第32条の2

法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第四項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）

都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（第三十三条の三を除き、以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

災害対策基本法第30条（職員の派遣のあつせん）

都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二

百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

災害対策基本法第74条の4（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、当該都道府県の知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、災害応急対策について応援をすることができる。

災害対策基本法第78条の2（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、法令又は防災計画の定めるところにより、市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

一 災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

二 災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による当該施設又は設備に係る応急措置の実施が困難である場合であって、災害応急対策の円滑な実施のため、当該応急措置を実施する緊急の必要があると認めるとき。

- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

水防法第33条第1項（水防計画）

指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

水防法第15条第1項（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 略
- ロ 略
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 略

水防法第15条第2項

市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）
当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第4号ロに掲げる施設
当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたと

きは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第4号ハに掲げる施設

当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたとき）は、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

